

1. 議事日程

(平成16年度安芸高田市予算審査特別委員会小委員会(厚生常任委員会))

平成16年7月5日

午前10時開議

於本庁3階旧議場

開 会

議 題

- (1) 議案第37号 平成16年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第38号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第39号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- (4) 議案第40号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- (5) 乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要望書について

閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(11名)

委員	松浦利貞	委員	藤井昌之
委員	日野原穂澄	委員	山口康文
委員	小野剛世	委員	三上夕工子
委員	宮田浩之	委員	山本三郎
委員	西山登司教	委員	岡田正信
委員	増田静樹		

3. 欠席委員は次のとおりである。(1名)

委員 中野光雄

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(22名)

市長	児玉更太郎	参事	小野豊
総務部長	新川文雄	財政課長	垣野内壮
収入役	藤川幸典	市民生活課長	佐々木亮
税務課長	山本数博	人権推進課長	毛利宣生
人権推進係長	中田義和	戸籍住民係長	野川栄治
税務課主幹	出口英章	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	武添吉丸	向原支所長	益田博志
福祉保健部長	福田美恵子	社会福祉課長	重本邦明
高齢者福祉課長	沖野和明	保健医療課長	川井清登
高齢者福祉主幹	花尾智恵夫	社会福祉課主幹	信川敏之

5. 職務のため出席した事務局職員の職氏名(4名)

事務局長	増本義宣	次長兼総務係長	光下正則
議事調査係長	児玉竹丸	書記	国岡浩祐

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦委員長 おはようございます。時間が参りましたので、開会させていただきます。

開会に先立ちまして、ひとこと委員長としてご挨拶申し上げます。

本日はご多忙の中、委員各位におかれましてはご出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただ今、予算特別委員会において小委員会に附託された案件が、厚生常任委員会で行われるわけでございますが、この案件につきましては、市民直結しているいろいろな予算案件でございます。どうか皆さん方におかれましても、慎重にご審議をいただきますよう、よろしく願いをさせていただきますと思います。

また、来る13日に特別委員会が行われるわけですが、これは小委員会の報告ということで、その中で特別委員会に委員長報告という各常任委員会委員長報告というのがございますが、私が特別委員長を受けておりますので、厚生常任委員会の報告につきましては副委員長の藤井副委員長に報告をお願いしたいと思いますので、この点もひとつ、皆さん方、了承をお願いいたします。

以上、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

それでは、ただ今の出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生常任委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりであります。

それでは議事に入ります。

まず、予算審査特別委員会から審査委託を受けました、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計の予算の内、市民部所管の予算の審査の件を議題といたします。

それでは、市民部の方から説明を求めます。

佐々木市民生活課長 委員長。

松浦委員長 佐々木市民生活課長、説明を求めます。

佐々木市民生活課長 おはようございます。市民部市民生活課の平成16年度予算概要について説明いたします。まず基本的に歳入は各合併前、各町の実績をもとに、使用料、手数料等を予算計上しております。国庫委託金、県委託金においても合併前の各町を実績として計上しております。

それでは、歳入の方から説明をいたします。まず、19ページをお願いいたします。

19ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料3目衛生使用料の内、火葬場使用料1,197万5,000円を計上しております。

続いて、20ページをお願いいたします。20ページ、2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料37万9,000円の内、臨時ナンバー手数料を37万5,000円、前年度の実績を勘案いたしまして計上しております。同じ目の3節戸籍住民基本台帳手数料、これは戸籍、住民票、印鑑登録等の手

数料でございますが、計2,320万8,000円を計上しております。その次の2目衛生手数料、1節保健衛生手数料283万9,000円の内、説明の欄の一番上の方ですが、狂犬病予防事務手数料として139万7,000円を計上しております。

続いて23ページをお願いいたします。23ページの下欄ですね、14款国庫支出金、3項委託金の内、1目総務費委託金の内、2節といたしまして戸籍住民基本台帳費委託料、委託金、外国人登録事務費委託金として79万8,000円。その下の2目民生費委託金の内、1節社会福祉費委託金、国民年金事務費委託金700万を計上しております。

28ページをお願いいたします。28ページの下欄でございますが、15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金でございますが、その説明の内、2番目の厚生統計調査委託金、これ3万5,000円。俗に言う人口動態に対する委託金とっていただければと思います。

それから29ページの3目衛生費委託金の説明の内、下の段、騒音規制事務委任交付金24万で計上しております。

それから歳出に移らせていただきます。歳出も歳入も前段でご説明いたしました。合併前の各町の実績を基本にいたしまして、これを調整作成しております。

それでは全市の市民生活課に関連するものにつきまして、歳出をご説明いたします。47ページ、総務費、戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費でございますが、主なものを説明いたします。これは一般職員人件費が主に2億4,946万7,000円、その他の事務費として1,124万3,000円、全体の中でございますが、その中の需用費といたしまして、この508万円の内訳でございますが、消耗品費も細かくいきますと、各証明用の改ざん防止用の用紙、これをよそでコピーすると複製とかですね、というようなかたちで、違法コピーしたと浮き出るもの、改ざん防止用紙を約15万枚を予定しております。それから出生記念品、1つ消費税を含みまして1人あたり2千円以内で240人見積りをしております。その他、コピー機のトナー代とか住民票等の用紙代とか、その他事務用雑費といたしまして、消耗品として212万円を計上しております。それと印刷製本費、これは窓開き用封筒、それから窓口で来られた時に入れて持って帰っていただく窓口用封筒、俗に申しておりますが、それを含めて6カ所分で121万円。修繕費といえますのは、これは今、電算戸籍になっておりますが、その前の戸籍ですね、紙の分のタイプライターの年間の修繕費の見積を20万円見積もっております。最後に追録図書代として155万、計508万円が需用費の内訳でございます。12節の役務費でございますが、これは美土里支所、高宮支所が合併前に郵便局に特定の地方自治の事務を委託するという、ワンストップサービスというものがございまして、法律の名前忘れましたが、それによりまして行っておる事務委託分12ヵ月、5カ所ですが、それを計上しております。13節の委託料11万3,000円、これは向原駅住民サービス業務委託、これが6万3,000円で、主

なものでございます。14節の使用料及び賃借料225万1,000円、この内容につきましては、コピー機の1年間12ヵ月分の使用料、これが計上しておりますのが本庁、美土里、向原、3ヵ所と、それから郵便局、美土里3ヵ所、高宮2ヵ所のこの使用料というものをコピー機の使用料を計上しております。以上が戸籍住民基本台帳費、これが主な中身でございます。

続きまして、53ページから54ページにわたるものでございます。国民年金費でございます。この国民年金費の主な市内の事務と申すのが、資格取得等に関する、それから給付に対する事務、それから三次の社会保険庁との連絡を取り合っただ対応して行うという事務でございます、総額で106万4,000円を計上しております。

62ページをお願いいたします。62ページの4款衛生費、1項保健衛生費、7目の環境衛生費でございます。環境衛生費の内、市民生活課の範疇に関わりますのは、説明のところに書いてございます環境衛生総務管理費2,106万6,000円、これが市民生活課に事務的に予算計上しておるものでございます。1番の1節の報酬につきましては、公害対策審議会議員に対する報酬を計上しております。これも主なものにいきます。12節の役務費であります、これにつきましては、想定しておりますですね、河川の水質汚濁に緊急に早く対応するという名目で、全項目検査、これを3件分を計上しております。その他、町内クリーンアップ作戦、一斉清掃費としての保険料を含んで計上しております。13節委託料でございますが、これは合併前各町におかれまして河川の水質検査を行っております。これは各町それぞれのやり方が別でございます、項目検査ごとで分かれております。内訳を申しますと、合併前の町別で言いますと、今年度については吉田町で15ヵ所、八千代町で8ヵ所、高宮町で20ヵ所、美土里町で5ヵ所、向原町で13ヵ所、それから甲田支所で4ヵ所、計65ヵ所の水質検査について計上しております。またその他、臭気測定、これは向原支所管内でございますが、臭気測定の委託料を計上しております。18節の備品購入費でございますが、この内訳は何かと申しますと、小型の捕獲機、これは主として猫でございますが、それが2台。それからデジタルカメラ2台等でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、この補助金の補助の内訳を言います。生ゴミ減量化対策補助金、これは要綱的にはまだ長い名前なんですが、通称皆さんが言っておられる言葉で置き換えさせていただきますのでご承知置き下さい。生ゴミ減量化対策補助金、市内全部で295台分590万円。それからゴミステーションの新たな設置に対する補助金、これを10ヵ所分40万円。だから1台の補助金は4万円と申していただければと思います。それから生ゴミ減量化につきましては、1台につき最高額2万円ですね、半額が2万円のどちらか安い方というかたちでやっております。それからゴミ減量化対策補助金といたしまして、これは新聞、古雑誌のそれをリサイクルに充てていただくとか、アルミ缶、スチール缶ですね、それを団体の行動によりましてそれをリサイクルしていただくと、それに対する補助金1キログ

ラム4円ということでございます。254万8,000円でございます。公衆衛生推進協議会に110万円。以上が環境衛生総務管理費の内訳でございます。ですから19節の金額につきましては、そこには2,296万4,000円と書いてございますが、この内998万4,000円が市民生活課の今の4つの補助金の計でございます。

続きまして62から63ページにわたっております、火葬場費でございます。これは市内4カ所でございます各火葬場の管理に対する経費でございます。細節に書いておるように、蓬萊苑1,144万8,000円、光台苑979万円、甲田火葬場486万1,000円、流雲閣640万4,000円でございます。この内の各施設に関わる主な経費は、火葬業務に対する委託料及び霊柩車の運転委託料が主でございます。

4款衛生費、2清掃費、1目塵芥処理費でございますが、これはご存知のように芸北広域環境施設組合負担金として3億1,814万9,000円を計上しております。

以上で、市民部市民生活課の平成16年度の予算概要について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

松浦委員長

はい、続きまして毛利宣生人権推進課長の説明を求めます。

毛利人権課長。

毛利人権推進課長

失礼します。それでは続きまして市民部人権推進課の平成16年度の予算概要につきまして、ご説明申し上げます。

19ページをお開き下さい。13款使用料及び手数料、1項の使用料、2目の民生使用料の内、1節の社会福祉施設使用料、人権会館等の使用料2万2,000円でございます。

それから続きまして、25ページをお開き下さい。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金の内、説明欄にございます3段目の隣保館運営費補助金3,146万7,000円。それから続きまして、住宅新築資金等貸付事業費補助金739万4,000円。それからその下にあります住宅新築資金等貸付助成事業償還費推進助成83万6,000円でございます。最初に説明しました隣保館運営費等につきましては、市内5館のですね、運営費補助金の国庫補助金でございます。県を經由してですね、本市へ来るものでございます。

2番目に説明しました住宅新築資金等貸付助成事業費補助金につきましては、大体25年間ぐらいが住宅資金貸付の償還期限でございますけれども、昭和54年から61年の間、利率が高かった分につきましてはですね、差額補填をするというものが739万4,000円あるということでございます。それから続いて償還費推進助成でございますけれども83万6,000円、これにつきましては通常の住宅資金のですね、貸付金の償還に伴う郵税費とか、あるいは督促分のですね、これもやはり事務費関係の補助金でございます。

それから続いて26ページをお開き下さい。5段目にございます地域人権啓発活動活性化事業補助金119万8,000円、これにつきましては法務省

の委託事業として三次の支局の方から本年度安芸高田市がですね、人権啓発に関わる事業推進のために補助金を受けるものでございます。

続いて34ページをお開き下さい。20款の諸収入、3項の貸付金元利収入、2目の住宅新築資金貸付金元利収入がでございます。1節の現年度分の元利収入でございますけれども3,576万3,000円を見込んでおります。

続いて、滞納繰越分の元利収入として1,170万円を見込んでおります。2目の貸付金の元利収入の合計は4,746万3,000円でございます。それから続いて7目の結婚支度資金貸付元利収入現年度分の元利収入でございますけれども33万2,000円を見込んでおります。滞納繰越分の元利収入につきましては13万5,000円を計上しております。併せて46万7,000円でございます。それから8目の世帯更生資金貸付金元利収入現年度分の元利収入でございますけれども5万5,000円、そして滞納繰越分の元利収入2万7,000円、合計で8万2,000円を見込んでおります。いずれも15年度実績に基づきまして新年度の収入を見込んでおります。

それから、歳出の方に入らせていただきます。

54ページをお開き下さい。3款の民生費、1項の社会福祉費、7目の人権推進費でございます。5,533万9,000円でございます。これにつきましては男女共同参画、青少年育成、人権啓発事業等におけるですね、事業費を計上しております。大きなものとしては19節の負担金補助及び交付金の2,402万3,000円ですけれども、負担金については三次地区の人権擁護委員の協議会への負担金他1件と、補助金につきましては青少年育成の助成金他ですね、4団体への補助金でございます。20節の扶助費2,502万9,000円でございますけれども、これは人権対策の援護資金、職業訓練校就業援護資金他、4項目におけるですね、扶助費でございます。

それから続いて55ページ、隣保館費でございます。8目の隣保館費、これにつきましては隣保館の職員ですね、人件費が4,244万円、それからその後市内5館分ですね、人権会館等ですね、運営費が計上されております。5館分で4,674万2,000円となります。それぞれの節にですね、予算をですね、計上しております。

以上で、人権推進費の課のですね、説明を終わらせていただきます。

松浦委員長  
山本税務課長

それでは、引き続き説明を求めます。山本税務課長。

はい。失礼します。歳入について、まず説明させていただきます。

12ページをお開き下さい。税込でございますが、税込の算出根拠的なものはですね、過年度3年を経過を見たものとか、16年度の課税資料が出ておりましたんで、そういうものから積算したもの、15年度の調定状況等を見まして積算させていただいております。12ページまず最初に、市税、市民税ですが、1目の個人市民税ですが8億4,445万円です。現年度分が8億3,700万円、滞納繰越分が745万円。2目の法人市民税ですが2億4,183万5,000円、現年度分が2億4,070万円、滞納繰越分が113万5,000円。

続きまして、固定資産税ですが、1目の固定資産税ですが17億4,944万

円、現年分が17億3,380万円、滞納繰越分が1,564万円。2目固有資産等所在市町村交付金ですが2,101万円。現年分2,101万円です。軽自動車税ですが、1目軽自動車税ですが8,741万円、現年分8,650万円、滞納繰越分91万円。

続きまして、市町村たばこ税ですが1億6,800万円、現年分1億6,800万円です。

続きまして入湯税ですが2,700万円、現年分2,700万円です。以上が税収であります。

続きまして、20ページをご覧ください。款13使用料及び手数料、項の2の手数料ですが、1目総務手数料2,533万5,000円の内、2節になりますが、徴税手数料、証明手数料、公簿閲覧手数料なんですけど174万8,000円です。

続きまして、24ページをご覧くださいんですけど、一番下の枠になってくるんですけど、15の県支出金、2の県補助金、1の総務費県補助金の節で1の総務管理費補助金、この内訳で次のページになるんですけど、説明欄、次のページの下から3番目なんですけど、自然保護協力奨励金20万円です。これは自然保護地域の指定を受けまして固定資産税を減免した分を、その分戻してやろうというものです。

続きまして、29ページをご覧くださいんですけど、28ページ後段の表から29ページにかけてなんですけど、15の県支出金、3の委託金、1目の総務費委託金の中の2節の徴税費委託金2,860万円、これは県民税の取扱手数料の交付金であります。

続きまして、33ページをご覧くださいんですけど、33ページの一番下の表になるんですけど、20の諸収入、1項の延滞金加算金及び過料のところで、1目の延滞金50万円。節の1の延滞金50万円ほど予算をさせていただいております。2、3については加算金、過料については存目とさせてもらっております。

次の35ページをご覧くださいんですけど、これも一番下の表なんですけど、款の20諸収入、項5の雑入の目の滞納処分費、弁償金、違約金及び延納金、これも一応存目で上げさせていただいております。

次のページ36ページの雑入ですが、節の3雑入の総務関係雑入から数えまして7番目の税務課関係雑入へ、存目として1,000円ほど上げさせていただいております。

以上、収入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の説明なんですけど、44ページをお開きいただきたいと思います。款の2の総務費、項1の総務管理費の10目の諸費の中なんですけど、節の23償還金利子及び割引料1,500万円、これはですね、市税の還付金を予算をさせてもらっております。主に法人市民税の予納金なんかの還付が生じます、そういうものの支払う予算を上げさせてもらっております。

続きまして、46ページをご覧ください。款の2の総務費、項の2の徴税費、1の税務総務費1億3,504万円予算をさせてもらっております。これは主

に一般人件費が主に占めとるんですが、主なものを説明させていただきます。7の節の欄ですが、賃金534万円みさせてもらっておりますが、これは申告事務等の臨時職員を旧6町分雇う予定でありますので、それらが主なものであります。続きまして11の需用費174万9,000円ですが、これは台帳関係のどういうんですか、台帳を替えますんでコンピューターバインダー台帳を替えますんで、それらの予算であります。

続きまして、19の負担金補助及び交付金ですが、これは固定資産評価システム協議会とかいう会があったりしますが、そういった会への負担金補助であります。

続きまして、2の目の賦課徴収費の方に移らせていただきます。本年度予算を6,184万5,000円ほど予算をさせていただいております。この主なものの説明をさせていただきますが、8の報償費1,965万円ですが、これは全納奨励金が出ておりますが、これが1,090万円予算をしております。納税組合の報償金を組んどるんですが、これは取扱手数料なんです875万円ほど予算をしております。

続きまして、11の需用費ですが214万円。これは納付書等の印刷代であります。

次に12の役務費ですが、これは納税に伴う口座振替があるんですが、それらの口座振替手数料が主なものであります。

次の13の委託料3,609万3,000円ですが、これは18年度の評価替えに伴う評価の業務委託等が2,500万円ばかり、予算をしております。他のものについては、現年度の公図の修正とか、そういったものの委託料でございます。

次に14番の使用料及び賃借料ですが、これは家屋の評価システムというコンピューターのシステムを借りたものがありまして、それらが主なものであります。以上であります。よろしく申し上げます。

松浦委員長 これにて、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本(三)委員 委員長。

松浦委員長 山本三郎委員。

山本(三)委員 はい。説明を聞かせてもらっておりました中で、大体歳出は合併前の各町の方法で歳出をしておられるようにお聞きしたわけですが、前後するかもわかりませんが、お聞きしたいのは、まず自治振興費の中で45ページにあります。これは外郭団体補助金でございます。このことは、市長は神楽湯治村、そしてあるいは道の駅、そして八千代町にあります...

松浦委員長 山本委員ね、ちょっと今のは管轄外で厚生常任委員会の所管でないと質問対象になりませんので、ひとつよろしく。

山本(三)委員 はい、すいません。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

小野委員 委員長。

松浦委員長 小野剛世委員。

小野委員 限られた時間でありますので、端的にご質問申し上げます。私は先の予算審査特別委員会に傍聴させていただきました。若干不安を覚えたところでございます。本日のテーマに従いまして、その旨を正してみたいと思います。

16年度の予算編成にあたりましては、大変厳しい財政の中で、努力をされましたことが見えておりまして、非常に感謝いたしておるわけでございます。最初に基本的な考え方について、総務部長の方にご確認いたします。厳しい財政でありますから、取りあえず本庁が主導権を取って、そして集中管理方法を取っていくと、支所においては各部から支所へ降ろすというスタイルをお取りになったように聞かせていただいております。これから基準はやっぱり先ほども部課長がおっしゃったように、前年度の実績を踏まえて基礎をつくったというように聞かせていただいております。その中で補助金は10%、1割減して、委託料、委託金は20%のカットをしたんだと。しかも執行にあたっては精査しながらそれを行うと、こういう主旨のご発言をしていらっしゃるけれども、その点には間違いございませんか。総務部長。

松浦委員長 答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。厚生常任委員会の所属に係る予算の執行ということであろうかと思っておりますけれども、基本的には小野議員さん言われるように、こういう予算の執行につきましては通年予算で全体を計上させていただいております。ただ、執行と言いますのは本所において、ある程度部におきまして総括的な予算執行をさせていただくわけですが、支所においてはそうした配当の予算の執行という方法を取らせていただきたいと思っております。当然、部が全体関係の総括をしながら、支所と連携をした中でですね、予算執行をしていくという基本の考え方、それと補助金の10%、また委託料の20%につきましては、ご指摘いただきますように全体の最終の予算を詰めた段階でなおかつこういう10%ないし20%のカットという状況を取らせていただいております。このことは、当然、合併前の旧町の時からもですね、当然実施されておったろうと思っておりますけれども、この旧町ですね、いろんな補助金にしましても委託料にしましても、算出根拠が全部バラバラになってるわけですね。そういう状況をまず合併し、初年度でございますので、一応ある程度足並みを揃えて行かなくてはいけないというのが一つの原因だろうと思っております。このことは、すぐはいじゃあ今年度で単年度できれいになるかというのは、段階的にいかないと思っておりますけれども、段階措置の中である程度この6町の中の、ある程度補助金的な方法、支出、各団体に出す方法、そういうことはですね、やはり精査をしながら一律的な考え方でやっていく必要があるんじゃないかなと思っております。それと同時に各団体、また委託業務、そういうことにつきましてもですね、やはり補助金の実績

を見、委託の実績を見、またそういう状況の中ですね、やはり職員全体がそういう補助金等、また委託料を出すチェックが必要だろうと思っております。そういう基本原則に基づいた考え方の中ですね、今回このような予算の編成の中では、考え方を整理させていただいておるのも事実でございます。十分この1年かけて、前期と後期、また次年度にまたがることもあるかもわかりませんが、そういう方法の精査を取らせていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

小野委員 委員長。

松浦委員長 小野剛世委員。

小野委員 それではそれに基づきまして、2、3ご質問させていただきたいと思っております。まず、人権推進課長にお尋ねをいたします。これ54ページですか、団体への補助金でございますけれども、1,500万、別途40万ということでございますけれども、これは15年度の実績に基づいて積算をされたわけでありまして、この予算委員会の議事録を見せていただきますと、美土里町だけが13年度の実績になってるような経緯がございます。何か特別なことがあったのでありましょうか、そこらもお尋ねいたします。

松浦委員長 答弁を求めます。毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 はい。お答えします。解放団体の助成金1,500万円でございますけれども、積算にあたりましては15年度実績において計上したと申しましたけれども、美土里町におきましては14年度、15年度支部活動を休止されとります。支部の幹部とのいろいろと支部内のトラブル等ございましてですね、町としては2カ年間は支部の活動助成費は支出しておりません。したがって、13年度の予算を参考にですね、美土里町におきましては解放団体の助成金ですね、算定にあたったということでございます。

小野委員 委員長。

松浦委員長 小野剛世委員。

小野委員 はい。ご説明は解りました。13年度の実績であったということでございますけれども、先ほど部長に私お尋ねしたのは、1,500万という金額が変わってくるわけなんです。美土里町270万という今までの実績の中からそれを差し引いてやるならば、まさに10%のカットではなくして18%ぐらいのアップになってるという金額になるのではなからうかと思うわけです。このことについて今これをどうこうというような委員会で申し上げとるわけではないんです。厳しい財政の中でこうしてカットを含めた予算の編成をされました。それを積算して積み上げていく、いわゆる幹部の皆さん方の本質といいますか。意志が幹部の皆さん、徹底してるんかどうか、また他にもそういうようなケースがあるのではなからうかと、そんなような不安を覚えまして、当初申し上げましたのは予算委員会を聞かせていただきましての不安があると、このように申し上げたわけでございます。この件につきましては、またこれからの歩みの中で、補正の減額をされるとか、いろんな対処ができるんだと思います。

ので、その件につきましては特にご質問申し上げます。

次にですね、同和対策につきましては質問でありますけども、これも55ページですか、扶助費のところでございますけども2,500万等が出ております。これは多分援護5項目についての経費だろうと推察いたしております。6町の合併をいたします時の協定書の中で、同和対策とか同和教育の事業につきましてはその取り扱いは、いわゆる一般の対策への移行措置を取っていくと、こういうような協定が結ばれておるわけでございます。そして、生活扶助を目的とする事業及び貸付業務については一般事業へ移行、もしくは廃止という合意ができておるわけにあります。そこで援護5項目についてのお尋ねをいたしたいと思うんでありますけれども、先の予算委員会の中で市長は基本的には一般施策に移行すると。今残っている施策は、経過措置として当面を実施していくんだという答弁があったように伺っております。

また、そういったやりとりの中で、先般の予算委員会の中で人権推進課長は、援護5項目の第1章は全市民にこれが及ぶんだと、こういう具合に言われておるわけですが、そこでちょっとわかりにくいのでお尋ねをするんでありますけども、向原町においてはこういった援護資金の制度は今現在ございません。全市民となりますと、これ復活するのかわというような疑問が沸いてくるわけであります。しかも、安芸高田市地域改善対策援護基金規則というものが、4月の時にこれ、規則として規則第47号ですか、出ております。ここにもいわゆる安芸高田市に居住する同和地区関係地域に対してと、こういう文言が出ておるわけでございます。こういったようなことは、一体どういったような整理がされてるのか、ちょっとお尋ねしておるわけであります。

全市民ということになりますと、全部が入ってくるわけであります。今までしていたとこだけするよというのであれば、またそういうような施策は何ら要るんだと思うんでありますけども、一体どういう具合にされるのか、そこら辺をちょっとお願いします。

松浦委員長  
毛利人権推進課長

答弁を求めます。毛利人権課長。

はい。20節の扶助費の2,502万9,000円、5項目の人材育成に関わるですね、援護資金でございます。これにつきましては経過措置ということですね、当分の間実施するという方向ですね、予算計上させていただきます。対象者につきましては地域改善対策対象地区のですね、安芸高田市の市民全体でございます。向原町につきましては独自のですね、人権施策を執行されるということで本年度もそうあるわけですが、実施にあたりましてはですね、向原町にある既存の組織、あるいはまた支所ともですね、協議の上ですね、この扶助費の執行につきましてはですね、実施していきたいと、このように思っております。

小野委員長  
松浦委員長  
小野委員長

委員長。

小野剛世委員。

今のご答弁を聞かせていただきますと、各町それぞれ自分のパターン

でやりなさいというように聞かれるんですけども、こういった規則ができたり、全市民としてうたってるんなら、そこら辺の整合性はやっぱり整理していた方がいいんじゃないんでしょうか。そうでないと、向原は向原だけで、と言いますのはですね、やっぱり向原に住んでいまして安芸高田市民でございます。そういう意味においては権利が生じてくるわけでありまして。そこら辺の整理はですね、やはりしておく必要があるんじゃないかなと思う。今答弁は求めませんが、そういったような意向でお願いをしたいと思っております。

経過措置という表現でありますけれども、確かに一遍にはできないという、そういうような思いの中で、経過措置ということがよく使われて、行政面でもそういった措置が取られるんですけども、基本的には、将来においては直して行こうよという含みがあるわけでありまして、そういった場合には少なくとも5年なら5年、3年なら3年と、こういったような思いの中でですね、目標を定めて当分の間、経過措置を取ると、こういったような表現をされるのが、私は適切ではなかならうかと思っております。ただ今ご指摘申し上げましたことにつきましてもですね、もし向原だけ別よというようなことがありましたら、これ経過措置であるとするならば、全体を含めてですね、1年か2年かはこういう措置をするよというのがないとですね、整合性が疑われるのではないかなと思うんでありますけれども、これはどなたか答弁いただけますかね。

松浦委員長  
毛利人権推進課長

毛利人権課長。答弁を求めます。

はい。援護資金に関わる件でございますけれども、経過措置ならばですね、期限を入れるべきではなかならうかというご指摘でございますけれども、部内においてもですね、十分検討の上ですね、適切な対処をさせていただきたいと思っております。

小野委員  
松浦委員長  
小野委員

委員長。

小野剛世委員。

今のご指摘申し上げましたことを踏まえて、これは市長にお願い申し上げたいんですが、できるだけ早く経過措置というものを講じることに、すなわちその意味でもう少し経過措置の推進を早めていただきたいと、このように要望して質問を終わります。

松浦委員長  
小野委員  
松浦委員長  
宮田委員  
松浦委員長  
宮田委員

市長の答弁よろしいですか。

いいです。

他に質疑はありませんか。

委員長。

宮田浩之委員。

1、2点質問してみたいと思っておりますが、1つは歳入の関係でございますが、特に市税の関係ですが、昨年の実績がトータル的には市税が33億8,000万でございます。滞納繰越が当然その実績があると思っております。そこら辺の滞納分についての回収率といいますか、さらには回収の手法、どういう状況であったかを知りたいし、昨年より今年の予算は2億あまり

減となっております。そういったところでそこら辺の今年が満杯100%の滞納分についての回収ができるのかどうか、併せてお聞きしたいと思います。これは税だけでなしに負担金とかいう関係も当然発生しておると、総体的にとりわけ税務ですが、負担金とかいうことについてですね、税以外のそうした回収手法について、収入あつての施策、事業でありますんで、そこら辺を特にお聞きしたいというように思います。

それから、6町合併以前につきましては、葬儀の関係、各町とも出席が行政サイドからの会葬への列席があつたと思うんです。3月1日合併以来、それがどうも市長さん、あるいはその代理の出席がないんじゃないかと思ひます。近隣の市につきましても、そういう状況であるようでございますが、やはり近隣の事例に習えじゃなしに、安芸高田市らしい、まさに人と人との触れあい、ましてや終焉を迎えた故人への葬儀への出席については、これは行政として出席がされるんがいいんじゃないかという思いがしております。そういったことで、ここら辺の中止されておる理由、訳について、お聞きしたいというように思ひますが、そこら辺のご答弁がいただきたいというように思ひます。

やはり市民の数、件数が多いからできないとかどうとかいうことは、私は理解できないです。ということは、各旧町については支所がございまして、そうした面からもそれへの対応は不可能でないという思いがしておりますんで、特にそこら辺を強調してお聞きしたいというように思ひます。以上2件。

松浦委員長  
山本税務課長

まず初めに答弁を求めます。山本税務課長。

失礼します。ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。滞納の予算額に対して回収率等でどうなんだろうかということと言われたと思うんですが、予算いたしました滞納額については、まず15年度の各町の実績をたしてもそれを下回るようじゃいけんだろうと、こういふことで、2月29日現在の参考資料ですね、各町の徴収状況をみております。その辺で最低でもこれだけは新市になつても徴収をせんにゃいけん、率はやっぱりちょっと下がるんじゃないかと思うんですけども、実際16年度予算通り取つてもですね、15年度の率と同じかいうたら若干差があると思うんですけど、それだけは最低でも予算でやらにゃいけんという目標でやってまして、予算をさせてもらっております。

滞納の手法について、じゃあどうするかということと言われたと思うんですけど、今現在税務においては個別訪問をしましてですね、実際どういう状況にあるんかいうのを把握をしていきようります。今月はまた、より強化しまして、盆までに二人一組になつて全部あたらうじゃないかという指示をしとるんです。今までずっとやってきて、かなり面接もしてきまして、滞納者の状況わかつてきております。これから2学期言やあ学校のあれみたいなんです、9月以降に入りましてですね、これまで約束をして納めてくるというような約束もしていただいておりますが、そういった方の不履行者の方ですね、そういう方については随時差し押

さえなどの法的措置を2学期以降やっていかにやいけんというふうに考えております。

次に、2億程度の歳入の減があったと思うんじやが、原因はなんなんだろうかという質問があったように思いますが、主に市民税の所得割と固定資産税の減であります。市民税の減につきましてはですね、過去3年間を決算と調定というかたちで、各比較したんです。例えて言えば平成12年の決算に対して平成13年度の調定額はいくらなんだろうかというんでやってみました。そうしますと12年から13年には96.35%になったんです。約4%ぐらい減額になったですね。13年から14年、同じ手法でみましたら5%減とか。14から15年をみましたら7%減とか、こういう状況だったんです。15年は15年の調定額から言うと5%はどうしても減るじやろうというようなところで過去の3年ですか、そういったデータに基づいて市民税は減るといって積算させていただいて、そういう結果になったんです。固定資産税はですね、もう課税資料がほぼ整っております。積算してみたら、もう予算させていただいたぐらいの額しか入らんと。調定できんというような状況になったんです。15年から16年を比較しましたら、やっぱりそこその町で大きな企業が会社が引き揚げたりですね、倒産なんかがあったりなんです。大きな企業が引き揚げたというのが大きな原因でありまして、15年度各町予算されとって、実際蓋開けてみたら償却資産が予算通りでなかったというんで、減額補正をされたと思いますが、そういう経過を踏まえまして、また本年度も償却資産もやっぱり申告状況が少なかったということで、実質的に固定資産税の場合は現在の状況を把握できた状態で予算したら、去年今年にかけた償却資産の減額であったと、こういうことであります。

他の負担金についても回収やらなんかどうするんかというご質問があったと思うんですが、私んともこの間助役さんが答弁されとったと思うんですが、税収の滞納についてどうするんかというところで取り組みを、もう5月の中旬から始めております。私の方へ中心になるんで考えよということがありましたんで、部にして4部ぐらいあったと思うんですが、担当の部がですね、それがやっぱり連携を取って各支所の協力も得ながらですね、全市をあげて滞納を整理していかにやいけんだろうということで、今我々が税務で取り組んでおるような内容を、どこの部もですね、同じようなスタンスで取り組んでいたり、情報交換したりせにやいけんということで、滞納整理の対策本部の設置を協議しようります。市長さんも答弁されたように、早い時期に設置して取り組むということを言われとりますんで、そのようにやとります。以上です。

松浦委員長  
新川総務部長

答弁を求めます、新川文雄総務部長。

はい。市長さんの葬儀の出席という状況でございますが、このことにつきましては、旧合併前の旧町村の方でも全部違っております。参加されてない状況の中が多分に多かったように感じておりますけども、そういう合併間の調整項目のかたちの中でですね、例えば香典もですね、出

された町村と出されてない町村もあるという状況で、また社協との連携で社協の会長さんの甲辞なり、甲電をお渡しする町村もありましたし、お渡ししないところもある。そういう状況をですね、全体的なかたちの中で勘案をさせていただいて、先進の事例、いろいろなことの中から、今回3月1日を迎え、スタートをさせていただき、一応市長さんの方ですね、そうした葬儀に出席ということについては、ご辞退をさせていただきたいと。そういう状況の中で甲辞、甲電につきましてはですね、一応届出いただいた書類と併せてですね、そのご家族の方へ持って帰っていただくという状況を取らせていただいとる状況です。ただし、そうは言いましても、行政関係等にですね、該当されるということにつきましては、今日までにも市長さんの出られないかたちにおかれましては、また支所等も連絡、また部との連絡、そういう状況の中でですね、この度行政の関わりのありました方につきましては、出席をさせていただいとる状況でございます。いずれにしましても甲電を市長の分はお渡しするんですが、議長さんの分の甲電はないじゃないかということもですね、我々の耳の中にも入っておりますので、今後ある程度土日という行事につきましては、非常に多岐の調整行事が入っておりますので、行事もですね、そういうことも勘案しながらもう少し検討しながらですね、このことについては慎重に取り組みをさせていただかないとですね、出たり出なかったりというような状況もあってもなりませんので、今後はもう少し慎重に検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

松浦委員長

お諮りします。

ここで、11時20分まで休憩を取らせていただきます。

~~~~~○~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長

再開といたします。

宮田委員

委員長。

松浦委員長

宮田浩之委員。

宮田委員

(録音できてない部分少々有り)

...いくらかいうことはわかりませんが、単純にですよ、低く見積もって2,000円にして、3,000円にして、いろいろあると思いますが、行政としてそこら辺の範囲が適当かどうかわかりませんが、仮に2,000円としましても約90万というような予算的な出費が必要じゃないかと思っております。冒頭、そういった経費面ではやはり滞納等の徴収、回収を努力してあげられると、そういう面も含めての話でございます。そういったことで、できるだけ住民と、市民と行政との結びつきとありますか、実態が葬儀の参列が、一方ではそうした地域の実態が、よくよく市長もみてとれるんじゃないかという気がするわけです。32の振興会を今年度は巡回して

声を聞くということでございますが、そうした葬儀場への出入りもひとつのそうした情報を掴むと言いますか、故人には失礼ですがそうした意味も含まれていいじゃないかという気がしております。そういったことで、前向きな対応をお願いしたいと思います。

松浦委員長 答弁を求めます。山本税務課長。

山本税務課長 取り組みの状況等について、経過報告をいうことがあったのですが、これは内部じゃあ取り組んだ結果についちゃあ、その都度、その都度です。ね、時期がありまして、極端に言えば盆、正月、年度末とか、こういう時期がありますんで、助役を中心に結果を報告したり、次の取り組み状況について協議をしたりしていこうかというのは考えております。助役へ報告したものが市長へ報告されるというようなことも考えておりますんで、あと、議員さん方への報告ということについては、今のところまったく考えておりませんでしたので、これから上司と協議しながらやらせてもらいたいと思います。以上です。

松浦委員長 引き続き、答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 委員長。葬儀の出席でございますけども、ご指摘いただきますように460件の例えば2,000円、これ金額でどうこうということの整理は難しいとは思いますが、旧町村の時にもですね、やはり1,000円とか2,000円出しておられる、また出しておられないという状況の中で、これは精査をさせていただいたという状況がございますので、そこはご理解お願いしたいと思っております。いろいろ今後の対応という、住民との対話という角度の観点もあるかもわかりませんが、この葬儀の出席等につきましてはですね、十分今後の、また課題としても十分我々も内部的です。ね、今までの経過を踏まえながら、十分調査する必要がございますので、即実施という状況にはならないともあろうかと思っております。十分時間をかけさせていただいて、この点をですね、総合的なかたちの中で判断をさせていただきたい。ただ、甲電につきましてはですね、当然市長、また議長さん、そういう状況の中で届けに来られた時にお渡しをさせていただくということですね、周知徹底という方法は取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

岡田委員 委員長。

松浦委員長 はい、岡田正信君。

岡田委員 何点かお尋ねしますが、ページ数は54ページ。先ほど同僚議員が質問いたしましたけども、関連はしますが答えがはっきり出ておりませんのでお尋ねします。

54ページの目の人権推進費の中の人権会館の5ヶ所の人件費、それぞれ違うと思います。それをできりゃあね、ベラベラベラベラ口で言うたんじゃね、よう書かんけえ、書いたものをくださりゃあええんですが、答弁をお願いします。

それから19の負担金補助金のこの1,500万というトータルは出ましたけども、三次地区の上部団体、正式にはどういうんですか。それと4団

体と。4団体とはどんな団体なのか。

それから前年度を参考にしたいというのは、美土里町はなかったから13年度ですけど、予算編成するときには全部各町事業を持ち寄って予算編成全体をしたということから、まったくはずれるんですよ。先だつての暫定予算の時のお答えはですね、扶助費にも関係します。次の20の扶助費の関係で4事業をこの度やりますけども、「各町ばらばらにやるんですよ」と、私聞きましたら、「まあそうですよのと」。具体的には向原はないんですから。そういう事業やってなかったんですから。今現在も。だが今日の話では全市民に適用すると。こうするとですね、規則からどうなるんですかね、これ。全市民に適用した場合ですね、時代の逆行いう蒸し返しになるんですよ。規則、私読みませんけども。その対象地域の人へ支給するのには、こうなるんですよ。誰が調査して具体的にそれをそういうことをするんかと。そこまでで一応、お答えを求めます。

松浦委員長  
毛利人権推進課長

答弁を求めます。毛利人権推進課長。

委員長。55ページの隣保館費の5款のですね、人権会館等の事業費でございましてはそれぞれ様々なですね、事業を展開をしておられます。一つには人権相談をはじめですね、生活相談も含め、相談事業を実施されておりますし、また啓発事業については7月、12月等ですね、講演会の実施、パネル展の実施等もやっておられます。また地域住民とのですね、コミュニケーションを図るという中ではですね、公民館事業的なですね、教養を高めるとか、またお茶とかお花とか、そういうような研修もされてるのが主な内容でございまして。

それから、続いて人権推進費の19節の負担金補助及び交付金にかかる運動団体への助成金、三次地区云々というのがございましたけれども、高田郡内におきましては16年の2月23日に解放同盟の安芸高田市協議会というのが立ち上がっています。それに1,500万円を助成するというものでございまして。他の5団体と申しましたのは、補助金につきましては一つには青少年健全育成の助成金、それから解放運動団体への補助金、それから人権対策協議会の補助金、それから女性会の補助金、そして住宅関係の利子補給、以上でございまして。

岡田委員  
松浦委員長  
岡田委員

委員長。

はい、岡田正信君。

ですから、今の話ですと2月何日に立ち上げたものでしょ。2月23日ですか。前年度の実績はそういう名前でないけえないんですが、前の旧町のそういう団体の積み上げじゃと言われましたよね。美土里町はなかったけえ、13年度のを引っ張ってきまして。言うこととやることがバラバラじゃあないですかね。それで、三次の先ほど上部団体というのは以前は広島県北部地区部落解放同盟いうので、行政も各自治体がそこへどういうんですか、補助金いうんですか、出しようりましたね。そういうのはそのまま残っとるわけですか。そこへ上部団体というのは三次地区へ出す、そういう金なんか。それから事業は各人権会館の事業は、これもま

たその町のいろんなやり方があるけえ、統一したものはないと。その分は各町持ち込みですからいう分で、そこはそれでいいと、予算付けすると。人件費の額だけでも教えてもらえんですか、各旧町の。5町の。

松浦委員長 休憩を取ります。

~~~~~○~~~~~

午前11時33分 休憩

午前11時38分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 再開いたします。

引き続き答弁を求めます。毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 まず、解放団体の補助金の件でございますけれども、旧町におけるですね、15年度実績、美土里町の場合は13年度実績に基づきまして1,500万というですね、2月23日に立ち上がりました部落解放同盟の安芸高田市協議会の方へ、新年度予算として助成するものでございます。

それから北部地協、あるいは県連への負担金というのは、そうした各町へは支部への活動助成金の中からそういうものを支払っておられたということでございます。

それから、5館におきます人権会館の事業費でございますけれども、議員さんご承知のとおり、旧町でですね、やはり人権会館の事業というのは相談事業をやったり、あるいはまた啓発事業をやる、あるいはまた地域住民学習会のもので、拠点となったということで、様々にですね、教育委員会が所掌したところもありますし、また福祉保健課がですね、管轄したところもございます。それで今後におきましてはですね、均一化といえますか、均等を図れるものにつきましてはですね、そうした相談活動事業なんかにつきましては、5カ所とも実施するとかですね、あるいはまた啓発事業につきましても7月、12月を定例化してですね、7月の強調月間とか、あるいはまた12月の人権週間の中心にですね、事業をやる。また本庁のですね、人権推進課におきましてはそうした5館のですね、実施されない月にですね、啓発事業をやるというようなかたちでですね、今後事業は展開していきたいと思っております。以上でございます。

岡田委員 委員長。

松浦委員長 はい、岡田正信君。

岡田委員 ですから私言いましたように1,500万の積算はできたから、1,500万にしたのは旧町の実績に基づいてやったわけでしょ。だから美土里はなんぼじゃったと、向原もなんぼじゃったと、甲田はなんぼじゃったと、吉田がなんぼじゃったと、これ出てくるでしょ。1,500万円の内訳。

それから、私が一番肝心なのは、最初の予算編成するのに、総務課長に関係はしますけども、15年度のことはなかったけえ、13年度出したいうて言うてんですが、そこらのどういうんですか、整合性は執行部全体でどがにい考えて、13年度を起こしたんですか。事実経過は。そこだけは特別に13年度見にゃあ数字がなかったけえ言えばそれまでじゃが。実

際はする必要もなかったんじゃないんですかの、私が思うのに。

松浦委員長 答弁を求めます。新川総務部長。

新川総務部長 はい、各種団体の補助金の考え方でございますが、確かにご指摘いただきますように過去の実績等考案しということでもありますけども、今回のこうした高田地協の立ち上げという状況の中で、新しい市になり、そうした旧町の各種データ等が当然必要であろうかと思っております。当然6町が一緒になってですね、こうした地協というものを立ち上げておられますし、それにはそれ相当分の活動経費、それが今までのある程度の旧町村の状況を見ながらですね、活動をされてきた経費を算出され、そういう団体においてはそれをチェックし、予算編成をさせていただいておるというように思っております。歳出の補助交付に係りましてはですね、今回言わせていただいておりますように、ある程度精査をみながら補助金を支出させていただき、ある程度後年度をもって精査するという状況でございますので、新しく組織された団体ということでございますので、こういう組織はですね、いろんな他の補助団体等もあろうかと思っております。今年度の予算の中にもですね、あろうかと思っております。そういう状況等は十分、そういう状況にありますから今回の精査というのは前期で精査、後期に支払という状況を取らせていただくようにもですね、この予算の執行の根底の考え方でありまして、ご理解をよろしく願います。

松浦委員長 答弁を求めます。毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 それでは、部落解放同盟の安芸高田市協議会への補助金の内訳でございます。吉田町が400万、八千代が315万、高宮が300万、美土里が270万、甲田が215万でございます。向原町につきましては、今までございました人権対策協議会の補助金の中に含めさせてもらっております。

松浦委員長 他に質疑はございませんか。

三上委員 委員長。

松浦委員長 三上タエ子委員。

三上委員 お伺いたします。先ほどからちょっとお話し出てるんですが、人権推進費の中にあると思うんですが、先般一般質問でもありましたように、17年度目途に男女共同参画社会の推進計画を拡充される計画をお聞きしておりますが、今年度の予算はどれくらいなのかということと、それから各地域の女性会の助成金ですね、これはここに含まれてるんでしょうか。もし含まれるんでしたらそのお答えと、もしその助成金が補助金ですか、高田市になりましたので、どうかたちで出されるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

松浦委員長 答弁を求めます。毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 はい。お答えします。男女共同参画に関わる予算計上でございますけれども、一般質問にもございましたように16年度におきましては男女共同参画に関わる市民のですね、意識調査、それから懇話会を立ち上げまして、助成団体等を中心にですね、調査も含めですね、意見の聴取をす

るようになっております。また、市長なりですね、市役所内に推進組織も管理職を中心に組織しですね、今年度末には策定委員会をですね、設置するような予定でおります。そして17年度におきましては推進プランの策定を図っていくような予定をしております。それで、策定委員会の委員報酬として3回を予定しております33万6,000円、それから続いて啓発事業といたしまして男女共同参画の講演会なりシンポジウムを実施するということで90万円組んでおります。90万円の中身につきましては、青少年育成、また人権啓発の謝金もそれに含まれております。男女共同参画についての予算計上は以上でございます。

それから女性団体への助成でございますけれども、これにつきましては安芸高田市の女性連合会が立ち上がっております。ですからまた補助金に関わることでございますけれども、旧町ですね、やはり女性団体へ補助金を出してありました15年度に基づいてですね、予算措置をしております。金額をいいますか。全体では206万円でございます。以上でございます。

松浦委員長 他に質疑はございませんか。

山本(三)委員 委員長。

松浦委員長 はい、山本三郎委員。

山本(三)委員 はい。先ほどは失礼しました。先ほど岡田議員の関連でございますが、その中でですね、いろいろ総務課長は、今までの活動状況においてそういう助成金の振り割りができると、このように申されたと思うんですけど、その中でですね、人権相談員というものは各旧町においてどれぐらい人権相談員がおられるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それとですね、62ページの環境衛生費の中で生ゴミ処理機を295台という数字を言われましたけど、これは各支所をいろいろあれされた積算根拠でできとるものか、お伺いしたいと思います。よろしく願います。

松浦委員長 ただ今の質問に対して、答弁を求めます。毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 はい。人権相談員につきましては市内5名でございます。

松浦委員長 続いて答弁を求めます。佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 はい。生ゴミ処理機の全部の台数の積算根拠は、各支所において見積もられた台数を上げております。以上です。

松浦委員長 他に質疑はございませんか。

山本(三)委員 委員長、もう1点。

松浦委員長 はい、山本三郎委員。

山本(三)委員 44ページですね、自治振興費の中の地域振興支援費というのが6,241万という数字が出ておるんですが、これは内訳はちょっと説明していただきたいと思うんですが。自治振興費のところ12番で説明されとりますが、あれは外れるんですか。

松浦委員長 これはですね、自治振興部の担当になりますので。

山本(三)委員 管理費だけ質問できんのですよね。総務管理費しか。そういうことで

すね、そいじゃあ。さっき質問された思うんですが。

松浦委員長 他にありませんか。

藤井委員 委員長。

松浦委員長 はい、藤井昌之君。

藤井委員 1点だけお伺いをしたいと思います。税の公平性につきましては、毎回いろんな議論が出るところでございます。税の公平性、さらには先ほども話が出ましたように、負担金等による滞納、この整理をどうするのかと。実は3月の暫定予算の時に私も提案をさせていただきました。この度、各6町が合併をいたしまして、部制が敷かれたわけでございます。その部内におきましても、いわゆる滞納というものがそれぞれある。今まで各町におきましては縦割りというんですか、それぞれが滞納による整理をしてきたと。しかし、合併効果によりまして部内、さらには部外においてもすね、こういった滞納というものがそれぞれ出てきますよと。そういったこの部分の中で滞納の整理については部内、部外を越えてすね、連携を取っていけば、より効果的な滞納整理ができるんじゃないかという提案を私はさせていただいたと思います。

実はそれは根拠は何かと言いますと、いわゆる各所管が連携して情報を密にしておけば、例えばその滞納が悪質な方についてはすね、滞納が多岐にわたりますよと。そういったことも事前に情報としてすね、集約されれば、これからいわゆる滞納整理が素早く整理できていくんじゃないかということで、私はさせていただきました。

今回、滞納整理対策本部の設置ということでございます。先般も増元助役の方からそういうご答弁をいただいたわけですが、こういった対策本部、それぞれマニュアルに沿ってやっていける部分、また一覧表というんですか、そういったものがあるかと思えますけれども、大変この対策本部設置ということにつきましては、かなり前進したのではないかというように思っております。助役がおればもっと具体的に聞いたかったわけですが、大まかです、これからこういったかたちの中で進めていこうとされてるのか、そこらあたり1点お伺いしたいと思えます。以上です。

松浦委員長 お諮りいたします。

答弁につきましては、午後1時からの開催で答弁させていただきたいと思えます。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

ただ今、藤井議員からの質問が出ておりますが、答弁を許します。  
山本税務課長。

山本税務課長 本来でしたら助役の増元の方で回答すべきとは思いますが、今日、所用で欠席しておりまして、私、事務局の方で素案を練れということと言われておりますので、回答させていただきます。

藤井委員さんが言われましたように、3月の委員会でもどうするんかということと言われまして、内部でも協議をしておりました。三役の方も5月上旬に揃った関係で、言われておった件について協議をして参りました。まだ決定は出しておりませんが、対策本部の中身については関係部の部長で5支所の支所長、そういったところで対策本部をつくるという案にしております。本部長を助役にいたしまして、副本部長を収入役、参事、総務部長、市民部長を副本部長にして、該当部の福祉保健部、建設部、産業振興部、教育委員会、5支所ということで、それぞれの部長、次長、所長を委員ということでやっはどうかということで、案を考えております。内容ですが、本部の方で実施方針を決めていったり、実施計画を作っていったりしましてですね、税務課の課長、事務局長にして関係課長と具体的な活動については協議して実施していくと。その都度本部長の方から市長の方へ計画なり対策なり報告していくと。時期時期その結果についてですね、本部で報告をしてその次の取り組みについて協議していくという考え方で、今案を作っております。以上です。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、以上で平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、市民部所管の予算に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時03分 休憩

午後1時08分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 それでは再開いたします。

続いて、議案第38号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の審査の件を議題といたします。

それでは、福祉保健部長から説明を求めます。

福田福祉保健部長 委員長。

松浦委員長 福祉保健部長、福田美恵子君。

福田福祉保健部長 はい、失礼いたします。

国民健康保険、議案第38号で、ページとしては105ページをお願いいたします。

平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算についてでございます。第2回定例会初日において市長より提案説明がございました。本特別会計は、平成16年度の本予算ということで旧6町の1年間の医療費の推移、また被保険者の動向等、勘案いたしまして予算計上させていただいております。

本予算は歳入歳出それぞれ30億1,006万2,000円といたしまして、一時借入金の借入の最高額は7億円とさせていただいております。被保険者数を一般被保険者1万1,599人、退職被保険者等2,894人、合計1万4,493人と見込みをいたしております。それから世帯数を一般被保険者6,698世帯、退職被保険者等1,170世帯と見込み、予算を作成をいたしております。

国保の主な支出は保険給付費、老人保険拠出金、介護納付金でございます。

それから、初日の日にお配りいただきました、平成16年度安芸高田市歳入歳出予算資料の1ページでございますが、会計別予算といたしまして、国民健康保険特別会計の旧町予算額比較の減についての大きな要因は、老人保険拠出金の負担割合が少なくなったということ等が考えられます。また、15年度旧町での保険事業費を多く予算措置されていたということも考えられます。詳細につきましては、市民部、税務課長、福祉保健部、保健医療課長より説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

松浦委員長 引き続き関係課長からの順次説明を求めます。山本税務課長。  
山本税務課長 歳入についてご説明いたします。

112ページをご覧いただきたいんですが。国保税の歳入であります。1款の国民健康保険税、項の国民健康保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税、本年度6億2,968万3,000円予算をいたしました。節は省略させていただきたいと思っております。2目の退職被保険者等国民健康保険税1億8,739万6,000円、合計で8億1,707万9,000円。以上であります。あと、存目で118ページで滞納処分費をみさせてもらっております。

歳出ですが、119ページの1の総務費、項の2の徴税费、1目の賦課徴収費で116万3,000円組ませていただいております。これ一般に通常要る需用費とか役務費、照会手数料の切手代とかを組ませていただいております。2目の納税奨励費ですが700万円、これ納税組合の取扱手数料の奨励金です。3の滞納処分費ですが、滞納徴収等の旅費等を組ませていただいておりますが、16万6,000円。合計で832万9,000円徴税费として組ませていただいております。以上であります。

松浦委員長 続きまして、川井保健医療課長の説明を求めます。川井保健医療課長。  
川井保健医療課長 はい。それでは保健医療課関係のご説明を申し上げます。

まず112ページ、歳入の方からお願いしたいと思います。国民保険税、先ほど税務課長の方からお話しがありましたので、次の国庫負担金の方、国庫支出金、国庫負担金の方から説明させていただきたいと思っております。

目で療養給付費等の負担金でございますが、6億7,544万3,000円の予算計上でございます。この節の方で医療費給付費、老人拠出金、介護納付金とかたちで説明をさせていただいております。目3の高額医療費共同事業負担金の方でございますが、1,176万6,000円の予算計上をさせていただいております。

続きまして、2の国庫補助金の方でございますが、財政調整交付金でございますが、2億8,849万4,000円の予算計上でございます。普通調整交付金、114ページにあります特別調整交付金の予算を計上いたしております。目の2の方の国民健康保険特別対策費補助金でございますが、これは存目のかたちで計上させていただいております。

続いて、県支出金の方でございます。県負担金といたしまして、目1高額医療費共同事業負担金、これ1,176万6,000円の予算計上でございます。続きまして5の療養給付費等交付金でございますが、目の療養給付費等交付金といたしまして7億3,379万8,000円の予算計上をいたしております。これにつきましては医療給付費分、老人拠出分、介護納付金分ということで説明欄にそれぞれの金額を計上させていただいております。

続いて、連合会の支出金の方でございますが、これは存目で上げさせていただいております。

続いて、7の共同事業交付金の方でございます。目1の高額医療費共同事業交付金といたしまして4,706万5,000円の予算を計上させていただきました。

続きまして116ページの方、お願いいたします。利子及び配当金の方でございますが、諸収入の方でございます。これ302万8,000円の予算計上をさせていただいております。

款9の繰入金の方でございますが、他会計繰入金といたしまして、目1一般会計繰入金の方から2億2,708万9,000円の予算計上でございます。保険基盤安定繰入金、保険基盤安定繰入金の保険者分の支援分と職員給与等の繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業の繰入金、それぞれ計上いたしております。そして2の基金繰入金の方でございますが、目1財政調整基金繰入金といたしまして1億9,451万8,000円の予算計上でございます。

そして、繰越金の方でございますが、繰越金は存目で計上いたしております。歳入の主なものは以上でございます。

続いて歳出の方、お願いしたいと思います。

歳出の方、119ページの方からお願いしたいと思います。まずは総務費の方でございます。総務管理費といたしまして一般管理費、これは説明にありますように一般職員の人件費、総務管理の2項目でございます。5,492万6,000円の予算計上をいたしております。2の連合会負担金といたしまして178万5,000円、これは国保連合会への負担金でございます。

続きまして徴税費の方は、さっき税務課長の方がしたので120ページの運営協議会費の方でございます。目1の運営協議会費30万5,000円、これは運営委員会に係る報酬を計上させていただいております。20名の委員さんによります年2回の委員会を予定しております。

そして次の4の趣旨普及費の方でございます。目1の趣旨普及費といたしまして、パンフレット等の購入需用費が15万円ほど計上しております。

続いて保険給付費、療養諸費の目でございますが、1で一般被保険者療養給付費9億5,097万2,000円。続いて2の退職被保険者等療養給付費の方が7億2,278万4,000円、目3で一般被保険者療養費の方が346万9,000円、4の退職被保険者等療養費が254万7,000円でございます。5といたしまして審査支払手数料、国保連合会の方でございますが552万3,000円の予算計上でございます。

続きまして122ページの方、お願いしたいと思います。

高額療養費の方でございますが、目1一般被保険者高額療養費といたしまして1億2,284万円、2の退職被保険者等高額療養費の方が4,509万1,000円の予算計上をさせていただいております。

続きましては保険給付費の方の移送費でございますが、これは存目といたしまして一般退職者等を計上させていただいております。

続いて123ページの方をお願いいたします。出産育児諸費でございますが、目1の出産育児一時金でございます。1,800万の予算計上でございます、これは1件30万の60件を予算予定をいたしております。

続きまして、葬祭諸費の方でございますが、目1で葬祭費といたしまして2,219万円の予算計上でございます。これは葬祭費7万円の317件を予算計上いたしております。

そして、続きまして老人保健拠出金の方をお願いいたします。項の老人保健拠出金でございますが、目1の老人保健医療費拠出金といたしまして7億5,625万8,000円、2の老人保健事務費拠出金の方が1,693万8,000円の予算計上でございます。

続きまして124ページの方をお願いいたします。介護納付金の方でございますが、介護納付金といたしまして1億4,547万3,000円の予算計上でございます。

続きまして共同事業拠出金の方でございますが、目1の高額医療費共同事業医療費拠出金といたしまして4,706万5,000円の予算計上でございます。

続きまして保健事業費の方でございます。保健事業費の方といたしまして、保健衛生普及費といたしまして645万1,000円の予算計上をいたしております。この中で報償費等が113万3,000円という数字を示しておりますが、これは国保無受診といいますが、全然お医者さんにかからなかった方への表彰費を入れております。そして、保健事業費の方でございますが、その下の18の備品購入費というのがございます。289万8,000円、これは保健士、栄養士等の公用車の購入費を計上させていただいております。そして2の予防費の方でございますが1,357万円予算計上でございます、13の委託料、これは吉田病院に委託しております1日人間ドックに対する委託料を予算計上させていただいております。これは768万円。その下の19の負担金補助及び交付金588万円でございますが、これは各旧町でやっております総合検診の負担金の1号補助を予算計上させていただきました。

そして、基金の積立金の方ですが、目1の財政調整基金積立金の方で302万9,000円予算計上させていただきました。

続きまして公債費の方でございますが、これは利子といたしまして1次借入金の利子350万円を予算計上させていただいております。

続きまして次ページの126ページをお願いしたいと思います。これは、諸支出金でございますが、償還金及び加算金というもので、1から5項目までの金額206万2,000円の予算計上をいたしております。

予備費の方でございますが、予備費の方へ5,680万3,000円の予算計上をお願いしとるところでございます。

続いて128ページから、給与費の明細でございますのでご一読いただければと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員 委員長。

松浦委員長 増田静樹君。

増田委員 ちょっと予算委員会、厚生常任委員会ということで、ちょっと私も緊張いたしておりますので、脱線するかもしれません。お許しをいただきたいと思っております。

国保会計ということで、特別会計ということで、先ほど課長ご説明いただいたわけですが、わかったと言えればわかる、わからないといえればわからない。非常に質問の仕方に苦慮しておりますが、総括申し上げて安芸高田市が誕生して約4ヶ月なんですよ。すべて一般会計については旧町からの継続的なものと思っておりますが、この特別会計も旧町からの継続でこのような予算組編成をご発表になったと思うんですが、歳入の中にもですね、いろいろあるんですよ。例えば一般会計の繰り入れであるとか、基金の財政調整基金の繰り入れであるとか、基本的な根幹は医療給付費をどのような積算の方法をなさってこういう予算組をなさったのかということとですね、国、県の関わる補助金といいますか、拠出金といいますかね、様々な文言があるわけですが、その基本となる応能応益問題であるとか、資産割の問題であるとか。私が何が言いたいかと言うとね、おそらく国保運営協議会をなさって、その答申を出されたんだとは思っておりますけども、初めての安芸高田市の国民健康保険税ということになりますとね、こうした縷々結果に基づいて、これだけの賦課をしたんですよというね、何か証をしていただかないとね、ただ「予算がこうですよ」と、それではちょっと大筋は解りますけど、もう少し懇切丁寧なご説明はできんでしょうか。単純に申し上げましてね、頭出しだけなんです。算出なさった根拠、基本、そこらをもっと解りやすく説明していただかないと。

例えて申しましょうか。本年度が6億2,900保険税とこうおっしゃるんですよ。それには様々な根拠があると思うんです。様々な根拠が。地

方税については一定なんですよ。国民等しく、市民等しく一定ですが、国民健康保険というのはね、今安芸高田市で同一歩調を取っとるのは介護保険のみなんですよ。6町が。連合を立ち上げて。ところが国保はそうじゃないでしょう。そうしたところからね、もう少し懇切丁寧な説明はできませんかという願いをしとるんですよ。併せて、財調がなんぼあるんだと。一般会計のここから繰り入れて、こうして予算組したんだと、懇切丁寧な説明を求めます。

松浦委員長　これは部長ですか、誰ですか。

増田委員　説明者がしないと。

松浦委員長　ただ今の質問に対して答弁を許します。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長　はい。失礼いたします。言葉が足らなかったようで、大変申し訳ないんですが、お尋ねのことでございますが、医療費の推計というのは非常に難しい部分があります。旧6町のものをですね、推計いたしまして本予算を組んだようなことでございますので、その点だけご理解いただきたいと思います。そしてですね、繰入金、歳入の方でございますが、税は別にいたしましてですね、基金の方からの繰り入れも...

増田委員　委員長。

松浦委員長　増田静樹君。

増田委員　私がお尋ねしとるのはね、言うたでしょ。根拠をもう少しね、詳しく。国保運営協議会をなさっとるんでしょ。そこで答申をいただいたから提案されとるんでしょ。そうじゃないんですか。

川井保健医療課長　ちょっとよろしいですか。

松浦委員長　川井保健医療課長。

川井保健医療課長　今、委員さんご質問の件ですが、まだ本算定という段階に入っておりません。まだ国保運営審議会も安芸高田市の運営審議会はまだ開いてない状態なんです。今ですね、8月の本算定に向けてどういうふうに推移していこうかということを検討中でございます。ですから今の本予算は、旧町で行います3月の定例議会の予算の気持ちで、この予算は組んでおります。

増田委員　じゃったらそのことをね、最初に説明しておいて...

松浦委員長　指名を受けてから立って下さい。

増田委員　委員長。

松浦委員長　増田静樹委員。

増田委員　簡単な説明を聞いておりましたらね、おかしいなと思っと思ったから、乱すかもわからないと、私申し上げたでしょ。ですからね、少なくとも安芸高田市のね、本席、常任委員会の席なんですよ。そうじゃないんですか。遊びなら遊びのようにしますよ。本気なら本気にもなりますしね。

先ほどあなたは答えたんですよ。「運営協議会はこれからですよ」と。運営協議会にね諮問して、答申を得たものを上げてくるのが本来の姿でしょう。そうじゃないんですか、部長。そうしたね、準備段階ができて

おらないという説明をせずによ、一方的に予算がなんぼ言うて、歳入がなんぼです言うとする。それでは議員を愚弄しとるんじゃないんですか。

松浦委員長 答弁を許します。福祉保健部長、福田美恵子君。

福田福祉保健部長 はい。ただ今の増田委員さんの質疑に対しまして、最初私が国保特別会計の冒頭に申しました時に、この本予算につきましては今言われたように国保運営審議会の方には、まだ新市としての審議会には答申をしておりませんというのを、先に私も言うべきでございました。今、保健医療課長が言いますように、そういう質疑を受けてそういう答えになるので、大変申し訳なかったとおもっております。実際この本予算につきましては、まだ新市の国保運営審議会の答申を受けたものではございません。ということで、まず準備段階でございまして、先ほど言いましたこの予算につきましては、旧町から新市に入っていくての予算を計上させていただいてるということでございます。

増田委員 委員長。

松浦委員長 増田静樹委員。

増田委員 それでは本席は、暫定だというふうに判断していいんですね。審議の仕方が暫定ですか。

松浦委員長 暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時30分 休憩

午後1時35分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 それでは再開をいたします。

ただ今の質問に対して答弁を許します。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 はい。大変失礼いたしました。委員ご指摘のとおりですね、暫定かと言われるとそうでないと言われぬ部分もありますし、実は歳入でなしに歳出の方ですね、これは暫定とは言い切れる数字じゃございません。これは医療費でございますので、医療費推計に基づいて歳出の方、計上させていただきました。

委員ご指摘のとおりですね、国保の運営審議会を開くべきなんですが、8月の本算定に向けて、今の予定ではこの月15日に第1回の審議会をやっていただきたいと思っております。このほうで、税率等を決めていただきまして、また議員の皆さんにご心配かける時期が来るかもわかりませんので、その時はよろしくお願いいたします。ここで税率は確定して参ると思えます。以上です。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

藤井委員 委員長。

松浦委員長 藤井昌之委員。

藤井委員 1点、お伺いをいたします。出産一時金でございます。私、個人的にはあまり関わりのないことなんですが、少子化対策の一貫としてお伺い

をしたいと思います。この出産一時金におきましては、子どもが生まれ、さらに市役所の方へ出生届をするわけですね。その段階で、いわゆる出産一時金への申請ということになるわけですが、この申請して給付されるまでの日数ですね、大体どれぐらいかかるのかお伺いしたいと思います。

松浦委員長 答弁を求めます。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 はい、お答え申し上げます。1ヶ月以内には処理しているはずですが、以上です。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

藤井委員 委員長。

松浦委員長 藤井昌之委員。

藤井委員 実は、なぜそういう日数をお伺いしたかと言いますと、出産してですね、それぞれ施設、医療機関ですね、医療費も当然支払うわけですね。ただ、その出産一時金30万、給付されるまで約1ヶ月間、この間いわゆる立て替え払いになるわけなんです。予算的には一人30万、これがいわゆる予算上げてますけども、少なかってますね、出産が多ければ当然また補正できちっと処理をされるわけです。予算的には問題ないんですね。ただし、その少子化対策というんですか、一般市民へのサービスといいますか、この立て替え期間が、私は同じ支払を給付がされるのであれば、この立て替え期間をまったくなしにできないだろうか。いわゆる、申請してですね、その場ですぐいただくというわけにもいきません。ただしこの安芸高田市内の中には、出産されるそういう施設、医療機関があるわけですね。そこらと例えば連携を取っていけば、出産された家庭、奥さんがですね、医療機関出られる時に、いわゆる医療費の精算をするわけですね。その段階で、いわゆる市役所と医療関係が連携を保たれておれば、その段階でいわゆるこの出産一時金30万、これを差し引いてですね、医療費から差し引くということも、私は可能ではないかと思うんですね。これは例えば安芸高田市外の医療機関であれば、難しい部分もあります。しかし、この安芸高田市内の医療機関とそういう連携をきちっと密にしていけばですね、この30万という金額、いわゆる一時的に負担をしなくても済むんじゃないかなと思うんです。これはさっき言いましたように、予算的にはなにも問題のないことであって、これは市民に対する大きな私はサービスにつながっていくのではないかと思うんです。その辺の答弁をひとつお願いします。

松浦委員長 答弁を求めます。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 はい、お答えをいたします。今委員言われるとおりだと思います。この被保険者の方も一日も早い支給というのが望まれておるところでございます。これにつきましては育児一時金だけでなしに、高額、葬祭費、これは含めてですね、今後どうあるべきかというものを、部長をはじめ

としてですね、各医療機関との連携が取れるものなら、そういうふうに行いたいと思いますので、今しばらくの時間をいただきたいと思います。以上です。

藤井委員 委員長。

松浦委員長 藤井昌之委員。

藤井委員 前向きなご答弁いただきました。実は今、高額医療費等も私も再度言わせていただこうと思ったんですけども、そこらあたりもございませぬ。今、担当課長の方から前向きなご答弁いただいたんですけども、できれば市長のお考えもひとついただければと思いますけど、どうでしょうか。

松浦委員長 答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 この問題は、議員おっしゃるとおりになったら一番理想的なものであると思いますが、いろいろ制度がおそらくあると思いますので、そういう制度を睨みながらですね、研究をさせていただきたいと思います。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

西山委員 委員長。

松浦委員長 西山登司教委員。

西山委員 1点お聞かせ願いたいと思います。今の藤井議員の関連になるかもしれませんが、124ページ高額医療共同事業医療費拠出金とありますが、この拠出金の方は医療費拠出金の方はいいんですけども、この共同事業というものの中身を詳しくお知らせ願いたいと思います。

松浦委員長 答弁を求めます。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 はい、委員お尋ねの件でございますが、124ページ共同事業拠出金ということで4,706万5,000円の予算計上いたしております。これはどういいますか、簡単に言いますと民間でありますと保険というような考え方を立っていただければと思います。これを拠出したしまして今後は高額医療費がかかった時に、この中からいくらかを保険者の方へお返しいただくというような性質のものでございます。以上でございます。

西山委員 委員長。

松浦委員長 西山登司教委員。

西山委員 課長も私も旧甲田町の出身でございますので、そうすると甲田町がやってたような感覚でいいわけですか。

松浦委員長 答弁を求めます。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 お答えいたします。この特別会計が各旧6町で基本的な部分を変えたというようなものはございません。どこの町も同じルールの中で予算計上、予算を決定していただいております。ですから甲田町のとおりでよろしいかと思っております。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、以上で平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 再開いたします。

続いて、議案第37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、福祉保健部所管の予算及び議案第39号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算並びに議案第40号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算の審査の件を議題といたします。

それでは、福祉保健部長から説明を求めます。

福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 はい。失礼いたします。それでは平成16年度安芸高田市一般会計予算についてお話しをさせていただきます。

予算編成における基本方針といたしまして、合併に関する6町協議の基本事項を堅持いたしまして、地域を基礎とした保健医療福祉の総合ネットワークによる安心生活づくりを基本目標に、ソフト事業については新市建設計画に沿い、福祉活動を推進する施策。ハード事業につきましては特別養護老人ホーム、向原への建設着手いたします。また、ソフト事業の中で旧6町の同種事業の整理統合、委託単価の統一が必要なもの等ございますが、この16年度予算におきましては各町積み上げの予算としております。予算成立後、早い時期に調整をして参りたいと考えております。それと、予算資料の方の3ページでございますが、一般会計歳出予算で民生費が旧町予算額と比較いたしまして15億468万円と、大きく増えておりますが、主なものといたしまして福祉事務所設置に伴う新たな事務といたしまして、5億5,486万3,000円。生活保護に関する事務、それから児童福祉に関する事務、それと安芸たかた広域連合で実施をいたしておりました障害者福祉に関する事務等が、福祉事務所設置に伴って新たな事務として入っております。それと特別養護老人ホーム建設が2億2,980万ということと、それと旧15年度予算の中で旧町のところでですね、国保特別会計、老人保健特別会計、老人保健医療給付事業等への繰出金が、旧6町のところでは衛生費に計上されておりました。それが本予算におきましては民生費に計上されたということで、大きく15億468万円という金額の差が出ております。

詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせますので、よろしくお願いたします。

松浦委員長 それでは、各関係課長から順次説明を求めます。

重本社会福祉課長 委員長。

松浦委員長  
重本社会福祉課長

重本社会福祉課長。

失礼します。それでは社会福祉課に係るものにつきまして、予算書によりご説明いたします。

予算書の18ページをお願いいたします。歳入でございますが、款12分担金及び負担金、項2負担金、2目の民生費負担金の節で2の児童福祉費負担金1億8,203万7,000円。内訳といたしましては保育所保護者負担金の現年度分を1億6,806万3,000円、滞納繰越分200万円。次に広域入所運営費他市町村負担金1,197万3,000円、これは安芸高田市以外からの広域入所にかかる他市町村からの負担金でございます。

続きまして19ページをお願いいたします。款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、2節の児童福祉施設使用料233万4,000円は、川根保育園へき地保育所使用料でございます。

次に21ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項1国庫負担金目1民生費国庫負担金、1節の社会福祉費の負担金の内、社会福祉課関係分といたしまして、身体障害者保護措置費負担金7,366万円でございますが、これは施設入所者支援費及び厚生医療給付、補装具等に要する国庫の補助でございます。

次に一つ飛びまして、知的障害者福祉費負担金9,183万2,000円は、施設入所支援費の国費の補助でございます。2節児童福祉費負担金の内訳といたしましては児童保護措置費負担金5,745万1,000円は、市立保育所及び広域入所保育所運営に係る国庫負担金の補助でございます。

次の被用者就学前特例給付費負担金から5つ分あるわけでございますが、特例給付費負担金までは児童手当の支給に要する国庫負担金でございます。

次の児童扶養手当費負担金3,749万3,000円は、児童扶養手当に要する国庫負担金でございます。

次の母子生活支援施設措置費負担金796万3,000円は、7世帯のDV等母子寮の入所委託に係る国庫の負担金でございます。

次の特別児童扶養手当費負担金2,560万7,000円は、重度の在宅障害児に係る国庫負担金でございます。

次の3節生活保護費負担金3億4,479万7,000円は、生活保護の扶助費に係る国庫負担金でございます。

22ページをお願いいたします。項の2国庫補助金、目で言いますと2目の民生費の国庫補助金の節で1節社会福祉費補助金の内、障害者福祉費補助金1,597万円及び知的障害者福祉費補助金2,201万2,000円は、居宅生活支援等に係る国庫の補助金でございます。

次に2節児童福祉費補助金332万6,000円は、障害児居宅生活支援費としての補助金でございます。次の3節生活保護費補助金100万9,000円は、診療報酬明細書等点検、生活保護適正実施推進事業費等の補助金でございます。

続きまして23ページをお願いいたします。項の3委託金、目2民生費委託金、

2節の児童福祉費委託金。下から4行目ですが、4万1,000円特別児童扶養手当事務費の委託金でございます。

次に24ページをお願いします。款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金の1節で社会福祉費の負担金の内、民生委員推薦会運営費負担金7万2,000円がございます。次の2節児童福祉費負担金4,430万円の内訳といたしましては、児童保護措置費負担金2,862万1,000円、これは保育所運営に係る県負担金の補助でございます。次の被用者児童手当費負担金から非被用者就学前特例給付費負担金までは、児童手当に要する、支給に要する県負担金でございます。

次の母子生活支援措置費負担金398万2,000円は、支援施設入所委託に係る県の負担金でございます。3節生活保護費負担金844万2,000円は、住所不定者に対する国庫補助残を県の負担金として受け入れるものでございます。

続きまして25ページの項2県補助金の目の2民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金の内社会福祉課関係は下から3行目、障害者日常生活用具給付費補助金187万6,000円でございます。

次に26ページをお願いします。一番上の障害者社会参加促進事業費補助金226万6,000円は、手話、要約筆記、声の公報等、社会参加を促進するための補助金、次の心身障害者就労促進事業費補助金151万5,000円は、心身障害者共同作業所の運営費の補助金で、次の知的障害者福祉費補助金1,082万8,000円は、知的障害者小規模通所授産施設に係る支援費の福祉費の補助金でございます。次の2節児童福祉費補助金5,680万8,000円の内、特別保育事業費等補助金1,868万1,000円は、延長保育や地域子育て支援等の特別保育事業に対する県の補助金です。次の放課後児童保育事業費補助金989万1,000円は、放課後児童クラブの運営費に要する県の補助金、2つ飛んで知的障害者小規模作業所授産施設運営費補助金1,050万円は、法人化した小規模通所授産施設の運営助成に対する県の補助金でございます。続きまして目の3、衛生費県補助金、1節の保健衛生費補助金の内、社会福祉課関係は精神障害者就労促進事業費補助金259万4,000円、これは精神障害者の共同作業所の運営助成に対する県の補助金。次の精神障害者居宅生活支援事業費県補助金577万2,000円は、精神障害者在宅サービスに対する県の補助金でございます。

続きまして29ページをお願いします。項3委託金の目2民生費委託金1節の社会福祉費委託金2万3千円は、遺族戦傷病者等援護事務に要する委託金でございます。次の目3衛生費委託金、1節の保健衛生費委託金の内、原爆被爆者健康管理手当等の原爆事務に要する委託金22万3,000円がございます。

次に34ページをお願いいたします。款20諸収入、項3貸付金元利収入の目の5ですが、障害者住宅整備資金貸付元利収入でございまして226万3,000円は、障害者と同居するために必要な住宅改修資金を貸し付けた5件分の貸付金償還金でございます。

次に36ページをお願いします。雑入の内、中程にございますが、社会福祉課関係の雑入の80万円は、保育所職員の給食実費負担金でございます。

それでは歳出でございますが、51ページをお願いします。51ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、人件費の他、説明欄にあります社会福祉総務管理費1億1,359万円の内、主なものは社会福祉協議会の補助金9,342万円、民生児童委員協議会活動助成費444万円、保護司会活動助成95万円等を計上いたしております。

52ページをお願いします。2目の身体障害者福祉費でございますが、説明欄の身体障害者支援事業費1億8,388万7,000円の主なものは、施設入所者施設訓練等支援費及びデイサービス等各種居宅生活支援事業に係る扶助費が主なものでございます。次に身体障害者福祉事業費7,301万2,000円の主なものは、身体障害者補装具関係の委託料、身体障害者日常生活用具委託料、進行性筋萎縮症者措置委託料及び障害者生活支援事業、その他各種社会参加促進事業等を計上いたしております。

次に障害児居宅生活支援事業の665万4,000円の主なものは、障害児のホームヘルプ、ショートステイ等居宅生活支援費に係る扶助費が主なものでございます。

53ページをお願いします。目の3知的障害者福祉費でございますが、知的障害者施設訓練等支援事業費で2億1,389万7,000円の主なものは、知的障害者に係る施設入所支援費、施設入所者医療費及びホームヘルプ等居宅生活支援事業に係る扶助費でございます。次に知的障害者福祉事業費5,409万2,000円の主なものは、知的障害者小規模通所授産施設の補助金及び小規模通所授産施設建設費の補助が主なものでございます。

次に54ページをお願いします。6目の社会福祉医療公費負担事業費の内、社会福祉課の関係分は説明欄にあります原爆被爆者対策事業費44万3,000円がでございます。

続きまして56ページをお願いします。項の2で児童福祉費、目の1児童福祉総務費の2,211万4,000円の内、主なものは母子自立支援員さんの報酬及び母子生活支援施設入所の委託料が主なものでございます。次に目の2保育所費でございますが、保育所総務管理費として1億8,704万7,000円の内、主なものは私立保育所4ヶ所の措置委託料と広域入所委託料が主なものでございます。次は一般職の人件費及び公立保育所10ヶ所の保育所の管理運営費が主なものでございます。次に目の3児童手当費でございますが、児童手当給付事業の9,235万9,000円の主なものは、児童手当給付に要する扶助費が主なものでございます。次の4目児童扶養手当でございますが、児童扶養手当5,007万9,000円は、児童扶養手当に係る扶助費、特別児童手当費2,564万9,000円、これも扶助費が主なものでございます。

続きまして58ページをお願いします。6目の児童福祉施設費4,817万円でございますが、これは3ヶ所の児童館、刈田、根野、向原の3つの児童

館の管理運営費と市内の9ヶ所の子育て支援施設、いわゆる放課後児童クラブの管理運営費が主なものでございます。

次に59ページの項3生活保護費の内、目1生活保護総務費は生活保護に係ります一般事務費でございます。次に目2生活保護扶助費4億5,973万1,000円は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等生活保護に係る扶助費を計上いたしております。

次に60ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2精神保健費で精神保健推進事業費の1,357万9,000円の主なものは、精神障害者就労促進作業所運営助成及び精神障害者のホームヘルプ等在宅サービスに要する補助事業を計上いたしております。

以上で、社会福祉課に係ります要点の説明を終わります。

松浦委員長  
沖野高齢者福祉課長

続きまして、沖野高齢者福祉課長。

はい、委員長。それでは、続きまして、高齢者福祉課関係の予算の説明をさせていただきます。

歳入からお願いいたします。18ページをお願いいたします。18ページの款の12分担金及び負担金、項の2負担金、目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金の内、高齢者福祉課関係の歳入が老人保護措置費負担金4,447万9,000円でございます。これは養護老人ホームへ入所しておられる本人の負担金あるいは扶養義務者の負担金でございます。同じく老人在宅福祉費負担金22万1,000円は、向原総合福祉センターにございます生活支援ハウスの入所者負担金でございます。こちらの負担金はいずれも収入によってこの負担金が決定されております。

19ページでございます。款の13使用料及び手数料、項の1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉施設使用料の老人福祉施設使用料1万円は、ふれあいプラザ等の老人福祉施設の使用料でございます。

続きまして21ページをお願いいたします。21ページ款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の内、高齢者福祉課関係の負担金は老人保護措置費負担金6,027万4,000円がございます。これは養護老人ホームの入所措置費に対する国の負担金でございます。老人福祉施設整備費負担金2,761万7,000円は、特別養護老人ホーム建設に対する国の負担金でございます。

続きまして24ページをお願いいたします。24ページ款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節1社会福祉費負担金の内、高齢者福祉課関係の歳入は老人保護措置費負担金270万円がございます。これは養護老人ホームの入所措置に対します県の負担金でございます。老人福祉施設整備費負担金1,380万8,000円は特別養護老人ホーム建設に対する県の負担金でございます。

25ページをお願いいたします。25ページ款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金の内、高齢者福祉課関係の主なものは老人クラブの助成事業費補助金390万円、こちらは老人クラブの生きがい活動支援事業に対する県の補助金でございます。

介護予防生活支援対策事業費補助金5,871万8,000円は、高齢者の在宅生活を支援する介護予防事業あるいは生活支援対策事業に対する県の補助金でございます。具体的なものといたしましては、配食サービス事業、外出支援サービス事業、家族介護用品支給事業等がございます。在宅介護支援センター運営事業に対する県の補助金2,109万2,000円がございます。

次に34ページ、飛んでいただきまして34ページをお願いいたします。款20諸収入、項3貸付金元利収入、目4高齢者住宅整備資金貸付金元利収入、節1高齢者住宅整備資金貸付現年度分元利収入は、高齢者と同居するために必要な住宅改修資金を貸し付けました貸付金の償還金でございます。

1ページ飛んでいただきまして36ページをお願いいたします。36ページは款20諸収入、項5雑入、目4雑入、節3雑入の内、高齢者福祉課関係の雑入は、ちょうど説明欄の中程にございます高齢者福祉課関係雑入でございますが、養護老人ホーム高美園の措置費の受入金、県の町村会から措置費といたしまして100%入って参りますが、この措置費の受入金がこちらに入っております。歳入につきましては以上でございます。

続きまして高齢者福祉課関係の歳出でございますが、53ページとなります。53ページをお願いいたします。款の3民生費、項の1社会福祉費、目4老人福祉費は11億6,007万6,000円でございます。内容につきまして、説明欄にございます在宅福祉事業費が2億738万3,000円でございますが、こちらは高齢者の在宅生活を支援する生きがい活動の支援事業、介護予防事業、高齢者の生活支援事業、家族介護の支援事業等がございます。予算の主なものといたしましては、節8報償費に88歳以上の高齢者に送る敬老の祝い品を予算計上しております。また、高齢者福祉大会の講師謝礼も予算計上いたしております。節13委託料につきましては、在宅介護支援センターの運営事業の委託料、生きがい活動支援通所事業の委託料、配食サービス事業の委託料、外出支援サービス支援事業の委託料、生活支援ハウス運営事業の委託料等、様々な高齢者の在宅生活を支援する委託料を計上しております。節18備品購入費に高齢者の自宅と消防署とを結ぶ緊急通報装置の購入費を予算計上いたしております。節の19負担金補助及び交付金には、シルバー人材センター、あるいは高齢者能力活用協会への補助金、老人クラブへの活動補助金、敬老会開催に対します助成金など、様々な補助金を予算計上いたしております。節20扶助費におきましては、在宅寝たきり老人等介護慰労金、家族介護用品支給事業を予算計上いたしております。節の21貸付金には、高齢者と同居するために住宅改修資金を貸し付ける2件分を予算計上いたしております。説明欄の老人保護措置費、こちらの方が1億6,612万2,000円でございますが、これは養護老人ホームへの措置費でございます。予算の主なものといたしましては、節の13の委託料に81人分の養護老人ホームへの措置費の委託料を計上いたしております。説明欄の介護保険事業費339万9,0

00円でございますが、介護保険に関しまして生計困難者減免等を一般会計で行う予算を、こちらに計上いたしております。予算の主なものとしたしましては、節の19負担金補助及び交付金に介護保険の低所得者に対する利用者軽減補助金を、そして節の20扶助費に介護保険制度発足前からのホームヘルプサービスの利用者に対する公費負担を計上いたしております。説明欄の老人保健医療費給付事業費は1,575万9,000円で、老人保健の医療費を適正なものとするための事業を予算計上いたしております。予算の主なものとしたしましては、節の1報酬でレセプト点検員4名の報酬、節の2役務費では老人保健の医療費通知を作成する手数料等を予算計上いたしております。説明欄老人保健特別会計繰出金3億8,093万8,000円は、老人保健医療費における市の負担分を特別会計に繰り出すものでございます。説明欄介護保険特別会計繰出金3億8,647万5,000円は、介護保険におきます市の負担分を特別会計に繰り出すものでございます。

続きまして55ページになります。55ページをお願いいたします。55ページの目の9福祉センター費は1,973万7,000円で、吉田老人福祉センター、ふれあいセンターいきいきの里、向原総合福祉センターの指定管理者制度に基づく管理委託料を予算計上いたしております。目10社会福祉施設費は2億9,248万3,000円でございます。説明欄の社会福祉施設運営費は6,268万3,000円で、高宮高齢者生産活動センター、老人憩いの家、ふれあいプラザ、老人集会所などの高齢者福祉施設の管理費及び養護老人ホーム高美園への措置委託料を組んでおります。予算の主なものとしたしましては、節の7賃金は高宮高齢者生産活動センター管理人の賃金を組んでおります。節の11需用費は各施設の電気代等の需用費を組んでおります。節の13委託料におきましては、養護老人ホーム高美園への措置委託料を計上しております。その他、各老人福祉施設の管理委託料などを予算計上しております。節の14使用料及び賃借料では、各高齢者福祉施設の下水道使用料、また土地の賃借料などを計上しております。節の15工事請負費では、各老人福祉施設の修繕工事を計上しております。節の19負担金補助及び交付金では、高齢者生産グループへの活動補助金、あるいは美土里高齢者コミュニティセンターの運営補助金を予算計上しております。説明欄社会福祉施設建設費2億2,980万円でございますが、向原町に整備する特別養護老人ホームの建設費でございます。特別養護老人ホームは、小規模生活単位型の全室個室ユニットケア方式、特別養護老人ホーム50床、ショートステイ10床で、国庫補助金の配分によりまして平成16年度、17年度の2ヶ年事業で平成16年度は約20%の進捗を予定しております。整備位置につきましては、向原総合福祉センターに併設し、運営は社会福祉法人ちとせ会を予定しております。予算の主な内訳としたしましては、節の2給料で普通建設事業の事務費としたしまして支弁人件費を予算計上しております。節の15工事請負費では特別養護老人ホームの建設費を、また節の18備品購入費では特別養護老人ホーム

の初年度設備備品、ベットでございますが、こちらを予算計上いたしております。以上で、高齢者福祉課関係の予算の説明を終わらせていただきます。

松浦委員長 引き続いて、川井保健医療課長の説明を求めます。

川井保健医療課長 それでは、保健医療課関係の予算の説明をさせていただきたいと思っております。

まず19ページをお開きいただきたいと思います。19ページの使用料の関係でございます。目3の衛生使用料の関係でございます。節の中の保健衛生使用料の中の説明欄、診療所使用料2億1,217万4,000円という予算計上額でございます。これは川根をはじめ、診療所があるわけでございますが、ここの使用料を計上させていただきました。

20ページの方をお願いしたいと思います。20ページの方で衛生手数料という目がございます。この中の保健衛生手数料、ここの説明欄の中の診療所証明手数料という項目があるわけでございますが、これは各診断書等の診療所での発行手数料144万2,000円の予算計上でございます。

続きまして21ページの方お願いいたします。国庫負担金の方でございます。目1の民生費国庫負担金でございますが、節1の社会福祉費負担金の方でございます。説明欄の方にございます、中程の国民健康保険基盤安定負担金ということで7,453万5,000円の予算計上でございます。続いて目2の衛生費国庫負担金の方でございます。節1の1保健衛生費負担金の方でございますが、保健事業負担金といたしまして866万2,000円。母子保健事業の負担金といたしまして31万7,000円の予算計上でございます。これは各保健事業に対する負担金でございます。

続きまして22ページの方お願いしたいと思います。国庫支出金の国庫補助金の方でございます。目2の民生費国庫補助金の方で、節1の社会福祉費補助金でございますが、老人保健医療費適正化事業補助金といたしまして100万の予算を計上しております。

続きまして24ページの方をお願いいたします。県支出金の方でございますけれども、県負担金といたしまして衛生費県負担金、1の保健衛生費負担金の方でございます。897万9,000円でございます。これは保健事業費の県の負担金が866万2,000円、母子保健事業の方に対するものが31万円7,000円という先ほどの国庫の方と同額の予算計上させていただいております。

続きまして25ページの方でございますが、県支出金の県補助金、目2の民生費県補助金の方でございます。これは保健医療課関係で申しますと、下段の方、6行目になりますか、5行目になりますか、老人医療公費負担事業887万1,000円、老人医療公費負担事業施行事務費の補助金が34万8,000円、重度心身障害者医療費公費負担事業費が7,195万3,000円、重度心身障害者施行事務費補助金が178万円でございます。

続きまして、次ページの26ページの方をお願いしたいと思います。節の方で児童福祉費補助金でございますが、乳幼児医療の公費負担事業補

助金が1,191万7,000円、乳幼児の方の医療公費負担事業施行事務補助金の方で82万7,000円、ひとり親の方の医療費の方で479万3,000円、ひとり親家庭等の事務費の方が19万9,000円でございます。

続きまして、目3の衛生費県補助金の方でございます。節1の保健衛生費補助金でございます。病院郡輪番制病院運営費補助金187万円、これは乳児医療に関する補助金でございます。そして下段になりますが、母子保健事業費の補助金が80万の予算計上でございます。

続きまして、次ページの31ページの方をお願いしたいと思います。繰入金の方でございます。特別会計繰入金の方で目2の老人保健特別会計繰入金、これは存目ということで1,000円の予算計上でございます。

続きまして、歳入の雑入の方でございますが、36ページの方をお願いしたいと思います。雑入でございます。節3の雑入で、説明欄の中段に保健医療課関係の雑入1,245万円となっております。これは総合検診におきます個人受診者の負担金の予算でございます。

歳入につきましては以上で終わらせていただきまして、歳出の方へお願いしたいと思います。

まず歳出のですね51ページの方からお願いしたいと思います。51ページの方には国民健康保険特別会計繰出金ということで2億2,708万9,000円の予算を計上いたしております。これは基盤安定繰出金の保険税の軽減分として1億2,047万2,000円。同じく基盤安定繰出金、これは保険者支援分でございますが2,859万8,000円、職員給与費等の繰り出しが2,355万2,000円、出産一時金等の繰出金が1,200万円、財政安定化支援事業の繰り出しが1,249万9,000円の予算計上をいたしております。

続きまして54ページの方をお願いしたいと思います。民生費、社会福祉費の方でございます。目6の社会福祉医療公費負担事業費でございます。これは1億6,865万8,000円の予算計上でございます。これは説明欄にありますように、老人医療公費負担事業費2,061万5,000円、重度心身障害者医療公費負担事業費1億4,760万円でございます。これは2事業ともですね、施設にございます役務費、事務審査手数料431万8,000円、また20の扶助費、医療費でございますが1億6,362万5,000円という予算の計上でございます。

続きまして58ページの方をお願いしたいと思います。同じく民生費で児童福祉費の方でございます。目5の児童福祉医療公費負担事業費でございますが3,571万8,000円の予算計上でございますが、説明欄にございますように、ひとり親家庭等の医療公費負担事業1,000万5,000円、乳幼児医療公費負担事業費2,571万3,000円でございます。これは先ほどと同じように役務費、扶助費、それぞれ審査手数料医療費を計上させていただいております。

続きまして60ページの方をお願いしたいと思います。60ページの方、衛生費でございます。項1の保健衛生費の目1保健衛生総務費でございますが、予算計上額が1億3,615万円でございます。ここの説明欄にござい

ますように一般職の人員費が6,570万3,000円でございます。保健衛生総務管理費の方で7,044万7,000円の予算計上でございますが、これはですね、市民の救急医療等、早期治療に努めるための予算計上を保健衛生総務管理費の方で予算計上いたしております。

賃金でございますが、166万4,000円の予算計上、これは栄養士3人分ですね、これ年額には満たないわけでございますが、臨時栄養士の賃金を計上させていただいております。また、委託料といたしまして440万9,000円の予算計上いたしております。これは美土里、高宮町のへき地患者輸送料の運転委託料として121万1,000円、在宅当番医救急医療情報提供委託料が310万8,000円、これは休日等に当番を医師会の方でやっていただいておりますが、これに対する委託料を計上しております。

また、負担金補助及び交付金の方で6,303万6,000円の予算計上でございますが、これは安佐市民病院に委託しております、先ほどありました、病院郡輪番制病院運営事業で280万6,000円、休日夜間の急患センターの運営費、これは吉田病院でございますが2,722万3,000円。また食生活改善協議会への補助金が153万円、また吉田病院の財政助成が3,000万という予算計上をいたしております。

続きまして、2の精神保健費でございますが、これは1,357万9,000円の予算計上をいたしております。当事業はですね、障害のある方が安心して生活を環境作りをするための事業でございます。

そして3の母子保健事業でございますが、1,548万円の予算計上でございますが、この主なものは乳幼児等の健康診査といえますが、また母子栄養食品の支給事業ということで委託料で698万円の予算を計上させていただいております。

続きまして61ページの方をお願いしたいと思います。61ページの方、衛生費の保健衛生費、目4の老人保健費の方でございます。6,698万3,000円の予算計上でございますが、生活習慣病予防の一環として早期発見を図ることで市民の健康の維持向上を図り、保健指導等により健康管理に対する知識の普及に資するために各種の保健事業を行うものでございます。この中には吉田病院に委託しております一日人間ドック、委託料、また総合検診委託料を計上いたしております。

また、予防費の方をお願いいたします。予防費の方でございますが4,440万3,000円の予算計上でございますが、予防接種法に基づき各種の予防接種を行ない、感染に対する予防をするものでございまして、これにつきます報償費の方で各種予防接種等で関わります、医師等への謝金145万4,000円の計上でございます。また、感染に対する啓発等に、パンフレット等の購入、また医薬材料品の購入ということで需用費の方で102万8,000円の予算計上をいたしております。また予防接種の事業の審査支払手数料といたしまして、役務費の方へ70万円。また、インフルエンザ等の予防接種の委託料として2,200万円の予算計上でございます。また、定期の予防接種については1,610万円、結核審査の委託料が290万円

でございます。

そして6目の保健センター費でございます。1,283万3,000円の予算計上でございますが、これには説明にございますように、八千代の保健センター、高宮町、甲田、向原という4施設がございます。甲田の保健センター1,115万5,000円の予算が飛び抜けて大きいわけだと思いましたが、これは運営を社会福祉協議会の方へ委託料として予算計上させていただきました。

そして62ページの8目の診療所費の方でございます。2億2,016万円の予算計上でございますが、これは横田の診療所、北生の診療所、美土里の歯科診療所、川根診療所、佐々部診療所ということで、予算計上させていただいております。また横田診療所につきまして1億3,048万8,000円という飛び抜けたものがございますが、これは通り予算といたしましては委託料1億9,441万1,000円の中にあるわけでございますが、医療費が一端市の方に入りましておるものをですね、診療所の方へ素通りでお渡しするということがございますので、これの予算が飛び抜けて膨れております。保健医療課関係の説明は以上で終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

松浦委員長 それでは続きまして、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算についての説明を求めます。

福祉保健部長、福田美恵子君。

福田福祉保健部長 はい。すいません。議案第39号でございます。平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算でございます。これも第2回定例会初日において、市長より提案説明がございましたが、本特別会計は平成16年度本予算ということで旧6町の老人医療費の推移、また保険者の動向等勘案いたしまして予算計上させていただきました。

本予算は歳入歳出それぞれ56億9,391万1,000円といたしまして、一時借入金の借入最高額は5億円とさせていただいております。また被保険者数を約7,700人と見込んで予算を作成いたしております。それで先ほども言いました、予算資料に基づいた差でございますが、1ページの方で老人保健特別会計の旧町予算額比較の増についてということで、2億8,134万3,000円が旧町に比べまして多くなっておりますが、これは老人医療費の方が約5%ぐらい増になるとということでの伸びでございます。医療費の上昇を抑えるためにも、従来にも増して健康増進、一次予防についての重点を置いた施策を取り組む必要があると考えております。詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますのでよろしくお願いたします。

川井保健医療課長 委員長。

松浦委員長 それでは、詳細についての説明を求めます。川井保健医療課長。

川井保健医療課長 はい。それでは議案第39号、老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。まず、事項別明細書の方でご説明をいたしたいと思っております。ページ数で138ページの方をお開き願いたいと思っております。款1支払基金

交付金、項1支払基金交付金でございます。予算総額が34億2,324万9,000円でございます。目1の方で医療費交付金といたしまして34億148万9,000円でございます。これは現年度分で34億148万8,000円となっております。目2の審査支払手数料交付金でございますが、現年度分が2,175万9,000円、過年度が存目の1,000円でございます。これは負担割合といえますか、約60%、6割程度になるんじゃないかなと、今の段階で思っております。

次の国庫支出金の方でございます。項1国庫負担金、目1医療費負担金の方でございます。現年度分が15億1,177万2,000円、過年度分が存目の1,000円でございます。これは率にいたしますと約26.6%ぐらいの計上をいたしております。

続きまして県支出金の方でございますが、項1県負担金でございます。目1医療費負担金でございます。現年度分が3億7,794万3,000円でございます。過年度分は存目の1,000円でございます。これの負担割合は約6.7%ぐらいになるんじゃないかなと思っております。

そして次ページの4繰入金でございます。項1一般会計繰入金の方でございます。目1の一般会計繰入金、これは3億8,093万8,000円でございます。これは県の負担金と同じく6.7%程度予算計上させていただいております。またその次の繰越金、雑入につきましては存目でございますので、省略させていただきたいと思っております。

続きまして141ページの方をお願いしたいと思います。歳出の方でございますが、款1医療諸費、項1医療諸費でございます。予算計上額は56億9,090万8,000円でございます。これは目1といたしまして医療給付費、医療費そのものでございますが、これを56億2,449万6,000円でございます。そして2の医療費支給費ということで、現物を言いますが、コルセット等の費用でございます。これが4,465万2,000円の予算でございます。また審査支払手数料といたしまして2,176万円の予算計上でございます。

続きまして公債費の方、款2公債費の方でございますが、項1一般公債費の方でございます。これで目1利子で200万円の予算計上させていただいております。以下につきましては存目ということで、予算計上させていただいております。

最終ページ、142ページの方をお願いしたいと思います。最後のところでございますが、款4予備費の関係でございます。予備費といたしまして100万円の予算を計上させていただいております。よろしくお願いたします。

松浦委員長

お諮りいたします。

この際15時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時55分 休憩

午後3時06分 再開

次に款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金でございます。9億1,265万6,000円でございます。これは40歳以上65才未満の第2号被保険者の方に負担をしていただいているものでございます。これは社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、介護給付費の32%に相当するものでございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金でございますが、3億5,650万6,000円でございます。これは介護給付費に要する県の負担金でございます。介護給付費の12.5%に相当するものでございます。

次に150ページでございますけども、それぞれ款6、県支出金については存目でございます。

款7財産収入等に目1利子及び配当金については利子及び配当金等で6万円を見込んでいるものでございます。

款8寄付金につきましては、存目でございます。

次に151ページでございます。款9繰入金、項1基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金でございます。1,612万6,000円でございます。これは、第1号被保険者の保険料は3年間同一でございますけども、給付は年々伸びております。給付費が伸びることにより、設定しました保険料が不足する場合がございます。その場合、準備基金から積み立てた保険料を繰り入れをするものでございます。

次に同じく款9、項2一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金でございます。3億5,651万1,000円でございます。これは市からの一般会計の繰入金で12.5%に相当するものでございます。同じく目2事務費繰入金でございます。2,996万4,000円、これは介護給付に係る総務管理費、徴収費、要介護認定事務に要する経費の繰り入れでございます。

次に款10繰越金、これは前年度の繰越金500万円を見込んでいるものでございます。

次に152ページでございますけども、款11諸収入、項1延滞金加算金及び過料、項2預金利子につきましては存目でございます。同じく款11、項3雑入でございますけども、目3雑入で1万円を見込んでおるものでございます。

次に歳出の説明をさせていただきます。

153ページでございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。本年度171万2,000円の予算計上をさせていただいております。これは一般管理費でございます。介護保険運営事務に要する経費でございます。主なものは11需用費で減額認定書など、印刷等に係るものを計上しております。節23償還金利子及び割引料は一時借入金の利子、利息分を見込んでいるものでございます。

次に款1総務費、項2徴収費でございます。目1賦課徴収費9万円でございます。これは賦課徴収に係ります需用費的なものを計上しております。目2滞納処分費でございますけども、滞納処分に係る旅費等を計上しておるものでございます。

次に154ページをお開き下さい。同じく款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費でございます。728万1,000円でございます。これは介護認定に要する経費でございます。主なものは節1の介護認定審査会に係る審査員さんの報酬でございます。660万4,000円でございます。

次に目2認定調査等費でございます。2,468万3,000円でございます。これは認定申請に伴う認定調査等に要する経費でございます。主なものは節13委託料の2,372万5,000円でございます。ケアマネージャー等による訪問調査等の委託料、あるいは医師に意見書を書いていただきますけども、その医師意見書の作成料でございます。

次に款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、これは要介護1から要介護5と認定された方に対する介護給付に運用する経費でございます。目1居宅介護サービス給付費9億5,000万円でございます。これはホームヘルプサービス、あるいはデイサービス等、居宅介護に必要なサービスに要する経費でございます。次に目3施設介護サービス給付費16億2,000万円でございます。これは介護保険施設3種類ございますけども、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設への入所、あるいは入院に要する経費でございます。

次に155ページの目5居宅介護福祉用具購入費500万円でございます。これは腰掛け便座、あるいは入浴補助用具等々の福祉用具購入に要する経費でございます。次に目6居宅介護住宅改修費3,000万円でございます。これは手摺りの取り付け、段差の改修等々、住宅改修に要する経費でございます。次に目7居宅介護サービス計画給付費1億1,000万円でございます。これは介護サービス計画をケアマネージャー等がそれぞれの利用者の方の計画を管理をしております。これのケアマネージャーに要する経費でございます。

次に同じく款2保険給付費、項2支援サービス等給付費でございます。これは要支援と認定された方に対する介護給付に要する経費でございます。目1居宅支援サービス給付費7,500万円でございます。これは要支援と認定された方のホームヘルプサービス、あるいはデイサービス等の利用される居宅支援に係る経費でございます。

次に156ページでございます。目3居宅支援福祉用具購入費100万円でございます。これは先ほどもございましたけども、腰掛け便座、あるいは入浴補助用具など福祉用具の購入に要する費用でございます。目4居宅支援住宅改修費1,100万円でございます。これも手摺りの取り付け、あるいは段差の改修等々の住宅改修に要する経費でございます。目5居宅支援サービス計画給付費3,100万円でございます。これは要支援と認定された方の利用者のサービス計画を管理するケアマネージャーに必要な費用でございます。

次に款2保険給付費、項3その他諸費、目1審査支払手数料でございます。本年度400万円みっております。これは広島県の国保連合会に審査支

払を委託をしております、それに要する費用400万円を見込んでいるものでございます。

次に157ページ、目2介護給付費請求電算処理システム20万円、これも国保連合会の電算処理のシステムに必要な経費でございます。

款2保険給付費、項4高額介護サービス費でこれは要介護者等が1ヶ月に支払った利用負担が高額にならないように、一定の上限を超えた時、高額介護サービス費として払い戻す費用でございます。要介護、要支援併せまして1,505万円でございます。

次に158ページでございます。款3財政安定化基金拠出金、項1財政安定化基金拠出金、これは存目でございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金でございます。これは基金積立金の果実であります6万円の積立を見込んでいるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金60万円でございます。これは転出、あるいは死亡等によりまして保険料の還付に関する経費でございます。目2償還金については存目でございます。

次に159ページの款6予備費、項1予備費、目1予備費100万円を見込んでいるものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

松浦委員長 これで、概要説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員 委員長。

松浦委員長 増田静樹君。

増田委員 はい。2、3点ほどですね、お尋ねしてみたいと思いますが、今朝から非常に長時間にわたりまして、やや疲れた感じがいたしますので。

37号から40号までということでございますが、先程来からずっと担当部長さんなり課長さんのお話を、説明を聞いておりました。継続は力なりだということを私は思っております。ということはすべて6町で取り組んでおられたものをうまく活用して引用して、それを予算組なさっておると、私は承っておるわけでございます。まさしくそうであろうと思っております。また、後段においては、市長さんなり参事さんにもお尋ねしたいと思っておりますが、ともあれいろいろと専門用語がございまして、今ご提案をいただきましたいくつかの点でお尋ねをしてみたいと思っておりますけども、大分早かったと思うんですけども、51ページの社会福祉総務管理費の説明の時に、私がちょっと聞き間違ったかもしれませんが、社会福祉協議会への繰出金というような説明をなさったように聞いとるんです。その点についてをもう少し詳細にご説明いただきたいということと、向原に建設される特別養護老人ホームのことについて、予算上の説明は縷々ございました。このことについては、ただこの席において予算のみに審議をするのか、あるいはもうどっかのコンサルが設計を

してね、出来上がっておるものか、まだまだこれから見直しをしなくてはならないものか、そこらの真意のところは私どもには全然わかりませんので、その説明と、もう1点、先ほどこれちょっと手帳を見ておりますと、日本の祝日、祭日というものはあるわけですね。成人式というのは6町いろいろな角度で正月のところとか、お盆というようなことの成人式をなされたようでございますが、安芸高田市については今年は盆にやられるんだということを、ちまたでは聞いておりますけども、先ほど説明のどなたか私も覚えておりませんけども、敬老会に対する補助金であるとか支援金であるとか、いろいろご説明なされたように思うので、国民の祭日として定められておる敬老の日の扱いはどのようにするのか、成人式と同じような扱いにするのかその辺の安芸高田市の基本姿勢をお示しをいただきたい。そのように思っております。

それと予算審査にあたっての常任委員会に、この席上、市長さんなり助役さん欠席でございますけども、参事さんなり、また支所長さん臨席なさっておる光景をみましてね、関心度が高いなというように思っております。ということは、いずれ予算執行をしなくてはならない行政だと思っております。予算というものは、いずれとも自治体というものは、国、県の傘下にありましてね、補正の増減があるということは十分私自身も承知をいたしておりますので、どのように変化していくのかはわからないのが昨今の状況でございます。その中でですね、やはりかなりなことが継続なさっておるということについて、まだまだ新市誕生約4ヵ月、こうした日の浅い中でこれだけの予算書が提出されるということについては、執行部のご努力に対して敬意を表したいと、そのように思っておりますところではございますけれども、一応市長さんなり助役さんなり、収入役さんなりにつきましては、議会の同意が要る公選の3人の方につきましては、一応整いまして、土俵に上がってもらっておるというのが昨今の状況ではなかろうかと思っております。

安芸高田市については参事制を導入され、加えて部長制、今まで町村では課長制でありましたけども、部長制、参事制を敷かれて幅広くですね、住民対応なされるというお気持ちだろうと、嬉しく承っておるわけでございます。なかんずく、参事さんにつきましては、私は職員でありますので、職員の中の支配人だろうと、そのように私は位置付けておるわけでございます。各支所長さんおいででございます。どの方をみましてもそのお互いの町におきまして、超一流ベテランの方ばかりでございます。それにはましてや、参事さんがこれから5つの支所をですね、あれでも1週間に過去において1週間に一遍でも二遍でもね、職員に激励を与え、そうした議場の雰囲気をも十分に把握されて、先頭に立って、新生安芸高田市のために努力するんだという決意のほどがあるならば、この席で述べていただきたいと、そのように思っております。

前段質問いたしました点についてのお答えをいただきますならば、また第2の質問がございましたらお尋ねさせてもらいたいと思います。せ

っかくの機会でございますので、市長さん並びに参事さんの心温まる所信の程をお願いしたいと思います。以上です。

松浦委員長　　まず初めにですね、それでは市長さんのひとつ答弁を。

児玉市長。

児玉市長　　暫定予算は当初暫定を議決をしていただいておりますが、暫定予算を含んだ16年度の新年度1年の予算ということになるわけでございます。合併当初のいろいろの課題を含んだ中での予算ということになるわけでございますが、私は一般質問等、3日間にわたって聞いてみて、やはりそれぞれ議員さんも前向きな討論をしていただいたと、このように考えておるわけでございます。まずまずあまり大きな課題もなく、出発をしたんではなかろうかと、このように考えておるわけでございます。これはやはり広域連合というひとつの実績があったと、こういうことであろうかと思うわけでありまして、広域連合を通して職員もかなり交流をしておったと、こういうこともあるというように考えておるわけでございます。そういうことで今回の議会を通して、いろいろいただいた意見を、また新しく検討材料として本年の内に、また直すべきところは直していきたいと、このように考えております。

参事の問題につきましては、当面、今すぐやらにやあいけん問題は向原の特老の建設問題でございますので、そのプロジェクトチームのキャップということで、今、対応してもらっておると、こういうことでございまして、それぞれの場所で力を発揮してもらっておると、こういうように考えておるところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

松浦委員長　　参事さん、ひとつ。

小野参事。

小野参事　　失礼いたします。参事でございます。先ほど市長からありましたように、私の職名といたしましては、市長、助役の特命事項ということでございます。現在、先ほど市長が言いますように、特養の建設について現在担当させていただいております。これまでは当然予算審議、この辺の中にも入れさせていただいておりますが、取りあえず今現在のやらせていただいております主な仕事といたしましては、特養の建設ということでございます。ついでに特養の建設につきまして、先ほどの少しご質疑がありましたようですので、併せてご回答させていただければと思います。

建設費につきましては予算書の中で担当課長の方が説明をいたしておりますが、現在市長が一般質問の中でもお答えさせていただいておりますように、建築費、あるいは、しいてはホテルコストの問題、これらの合理性を考えまして、現在図面の若干の見直しをさせていただいております。基本設計につきましては、既に向原町時代でできとるわけでございますが、実設計の段階にきておる中で、先ほど言いますように建設費、ホテルコスト、これら問題がございまして、若干の見直しをし、現在県との最終調整をさせていただいている状態でございます。議会に

対しましては、最終的な図面ができた段階で予めのお話しをさせていただき、建設に取りかかるというふうに考えております。よろしく願いいたします。

松浦委員長 それでは、答弁を許します。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 私の方から社会福祉協議会の方の補助金の関係を申し上げます。社会福祉総務費の中で説明いたしましたように、社協への補助金9,342万円を本年度当初予算計上しております。これは社協が合併いたしました、本所と旧6町、6支所ということで本所を含めて7つの事務的なところがあります。それでこれは補助金で市から事業委託をしております以外の事務局の人件費ということで、以前から各6町時代に、社協におきましては税込等もございませんので、各6町が補助金なりで事業費委託以外のものについての助成補助をいたしておるものでございます。人数といたしまして、市からの派遣職員が1名おるわけでございますが、それを含めまして20名の事務局的なところの人件費、各種健康保険等の保険、それから退職積立基金とか、福利厚生費とかいうものにつきましたの総トータル1年分が20名が9,342万円ということでございます。以上で、私の方からの説明を終わります。

松浦委員長 それでは、沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長

委員長。 それでは増田委員さんの敬老の日の扱いにつきましてというご質疑にお答えをさせていただければと思います。敬老の日の扱いでございますが、基本的には敬老の日そのものにつきましたは家庭で敬老を祝っていただきたいというふうに考えております。市といたしまして高齢者福祉大会を現在計画いたしております。吉田区域内のどこかの会場におきまして、市内の高齢者の方をお招きして祝う式典並びに講演会等計画いたしておりますが、それにつきましては敬老の日というものにこだわらず、高齢者福祉月間、あるいはその月に近い日で開催をさせていただければと思います。

それと旧町で敬老会というものを、ずっと長年実施してきました。6町の開催の実態をみますと、行政が主催をしておったり、社会福祉協議会が主催をしておったり、あるいは地域振興会が主催をしておったり、さまざま3つのかたちでなされてきております。こちらの敬老会を新市になりまして、どうかたちで開催をさせていただくかということで、現在調整中でございますが、市と社会福祉協議会が支援をする中で、地域の皆様のお力で、地域の共助というかたちで開催ができれば、一番今後のためにもよろしいんじゃないかという方向で、現在調整をしております。現在は旧町単位で地域振興会や女性会等といろいろ調整する中で、開催の手法を話し合っておる最中でございます。以上でございます。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

増田委員 委員長。

松浦委員長 増田静樹委員。

増田委員 先ほど、前段の課長さんのお答え、ちょっと私、聞き間違えたかと思うんですが、社会福祉協議会へ職員を1名派遣をしておるとおっしゃったんですよね。社会福祉協議会へ行政職員を派遣するという意図が、私によくわかりませんので、これはどっかの町の継続がね、そうしてそうしなければならなかったのか、新市の部長としてね、これは社会福祉協議会へは正規の職員を1名派遣するんだという基調の考えの中の発想なのか、前段申し上げましたように、継続は力なりというお考えなのか、どうもそこらがね、ちょっと私にははっきりね、わからないんですよ。というのは、なぜ私がそんなことを申し上げますかということですが、最近の言葉はね、「行財政改革、三位一体、地方分権」言語明瞭にして意味不透明なんですよね。その中で察すれば地方自治体としてどこを改革していくのか、人件費をどこで節約するのか、これが大きな課題ではなからうかと私は思っておりますよ。その中で、社会福祉協議会へ行政の職員が1名派遣するということになりますとね、一般的に申し上げて行政の職員というのは、大体、高校卒業して、大学卒業して4、5年もしたらね、年間5、600万かかるんですよ。私の試算では、単純に申し上げますのはね、それをずっと義務づけるというお考えのようにも、私も聞き留められるのでね、それを、社会福祉協議会は法人なんですよ。そこらの整理の仕方がどのように。それはまだ4ヵ月しか経ってないんですからね、とやかくは申しませんが、地方自治体の行財政改革は何であるかということの基本的な理念をね、十分会得して、行政に反映して執行していただきたいと思えます。

先ほどね、参事さん、何か逃げのお答えだったんですよ。安芸高田市3万5,000の人口の中でね、市長、助役、収入役というのは議会の同意を得てね、市長は別なんですけどね、我々助役につきましても、収入役につきましても、議場で満場一致だと思っておりますよ。同意をしております。市長が提案するんです。参事さんにつきましても、新市誕生とともに参事制を誕生して、むしろね、私申し上げましたように職員を代表する支配人なんですよね。それが私が向原の特老に専念しておりますと、そんなことではね、後段に並んでおられる支所長さん方がね、納得しないと思うんですよ。もう少し積極的に支所に赴いて職員を激励するのが、私は参事としての責任であると思えます。再度お尋ねします。

松浦委員長 答弁を許します。小野豊参事。

小野参事 失礼します。大変失礼をいたしました。初めにもちょっと申し上げましたとおり、私の職務といたしましては増田議員さんのおっしゃられるとおりだと思っております。特に少し申し上げましたけども、この16年度の一般会計特別会計の予算、これの第1次査定、助役査定と通常申しますが、この辺の中で、すべてタッチさせていただいております。増田議員さんのおっしゃるとおりでありまして、今後におきましてもできるだけのことはさせていただくつもりでございます。よろしくご指導のほど、お願いいたします。

松浦委員長 はい、増田委員の質問に対しまして、説明を求めます。
福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 はい。社会福祉協議会への職員の派遣ということでございますが、これは旧向原町の方で、今社会福祉協議会の方へ職員が派遣で行っております。それで今社会福祉協議会が地域福祉の担い手というか、そういうかたちで取り組みをされている中で、行政の方も、そこに一緒に入っていくって福祉の充実を図るということで、社協の方へずっと職員が派遣されていたという状況下で、今日合併いたしました時も社協の方へ職員が派遣されております。ですけれども、今回またあそこに特別養護老人ホームが建設されるにあたりまして、そこ一帯の施設の管理を新しく特養の方へみていただくちとせ会の方で、その部分も管理をしていただくようになりますと、職員はもう市の方へ返すというかたちで取り組みをされるようになっております。

当初、向原の方で社協の充実というかたちの中で、職員を順次派遣をされていたということが、今日合併いたしましても続いておるということでございます。

増田委員 委員長。

松浦委員長 増田静樹委員。

増田委員 せっかくの常任委員会でございますので、しつこいかと思いますけれども、重ねてですね、質問させていただきます。前段申し上げましたように、私どももこの合併ということにつきましては、法定協であるとか、あるいは助役会であるとか、収入役会であるとか、各部会であるとか、いろいろとご協議なさって正規の平成の大合併をみた内容につきましては、十分承知をいたしております。しかしながらまだ現時点において平成15年度の旧町の決算もはっきり明確に示されておらない中で、こうした予算が提案なされて審議させてもらうことについては、嬉しくは思いますけれども、やはりお互いの町村、人間金襴緞子でも人間新市においては、叩けばみなボロが出るんです。というように私は思っております。やはりですね、出向者におかれては、いろんな角度での総務部長がいつもおっしゃる「精査する」という言葉をおっしゃるんですよ。それには高度な診断が必要であると思います。非常に厳しい昨今の状況でありますので、精査された上に加えてですね、聴診器を、診断をですね、安芸高田市が大きくはばたける診断を十分当たっていただいて、私当初予算書をいただきました時にですね、257億と書いてあるんですよ。びっくりしたんです。私の素人判断では200ちょぼちょぼだと思ってたんです。中身を見ましたら、まことそうかなと思ったんですが、いかに論じてみても旧町のいろいろな整理をしなくてはならない問題が、私はあると思います。先ほど福祉部長がおっしゃる中に、向原がそうしておられたというお答えだったと思うんですよ。私今聞いてびっくりしたんですよ。行政がね、社会福祉協議会へ職員を一人派遣するというような、私生まれて初めて聞いたんですよ。それが小さなことなんですけれども、

それを一つひとつが整理するのが新市の新しいスタートであり、そのことにつきましては、後ろに座っておられる部長さん方はですね、皆旧町の重鎮であり、声明であり、要であった方ばかりなんです。もう少しね、新市のために十分なるところのご研鑽をいただきたい。以上。

松浦委員長
増田委員
松浦委員長
児玉市長

回答はよろしいですか。

できればして下さい。一人ひとり。

答弁を求めます。児玉市長。

まとめて答弁をさせていただきたいと思いますが、これは基本的な問題でございますので、合併の協議をする中で、向原町の町長さんですね、眞田町長も、是非とも向原へ特別養護老人ホームが立地を望んでおると、こういう話があったわけでございます。というのは、ご存知のように、甲田、吉田には百楽荘がございますし、高宮、美土里については高美園がございますし、八千代についてはレイクサイド土師がございまして、それぞれ各町とも一定の施設は整備をされておるわけでございます。しかし向原町にはそういう施設がないと、こういうことで、したがって向原町としてはかがやきを建設をして、そこでその対応をしていくと、こういうことで、そこで社協を中心にした対応がなされたらと、こういうことであります。したがって一番のやはり問題点というのはそういう施設がないということのために、それに代わる社協が表に出ざるをえなかったと。それに町がかなりの支援をしていくと、それしか向原の場合には方法がなかったと、こういうことであろうかと思っております。したがってそういう合併の論議の中で、それならやはり向原町へ特別養護老人ホームを立地させると。それで、かがやきと併設をして新しくできる特別養護老人ホームがかがやきも一緒に抱えて、今後老人福祉をやっていくと、こういうような構想が一番将来を考えた時にはいいんじゃないか。そうすると、そのことができれば職員も引き上げることできるし、社会福祉協議会も今度は新しくできる特別養護老人ホームの中へ含まれて、今度は民活でそれをやることができると、そういうような基本的な考え方で、先ほどご指摘のような将来に備えて人件費も節約しながら、本来の社会福祉が充実できると、こういうことからこの向原の特老というものを合併の段階で考えられたと、こういう経過があるわけございまして、我々もそのように思っておりますし、今、今年と来年で特老はもう既に補助金が付いておりますので、これができれば、今ご指摘の問題は、私は一気に解消できると、このように考えておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

松浦委員長
藤井委員
松浦委員長
藤井委員

他に質疑はありませんか。

委員長。

藤井昌之君。

2、3お伺いしたいと思います。1点目でございますけれども、先の国会で児童手当法が成立をいたしました。これは今まで小学校入学前までの対象でございましたけれども、今回国会での成立は3年生まで。小学

校3年生いっぱいまでというかたちになったわけでございます。この改正によりまして、本市におきましても継続で児童手当を受けられる方、若しくはまた、新規で受けられる方、これがあると思いますけれども、総数何名の児童になっているのか。それからこの児童手当の支払方法については、4月からの改正でございますので、今まではいわゆる年3回に分けて支払が行われておったと思います。2月、3月、4月、5月が第1回目であろうかと思えますし、4月からが新しい改正法にあたりますので、ここらあたり各自治体によっては若干の支払方法が変わってくると思うんですけども、その辺りどのようにされているのか。啓発も含めてですね、お願いをしたいと思います。

それから2点めでございますけれども、今、犯罪の低年齢化ということが叫ばれているわけでございます。また、犠牲になる子どもたちも大変多くいるわけでございます。そういった意味の中でこの子どもたちを犯罪や事故から守っていかねばいけないわけでございます。先般もご存知のように、美土里町で熊が出没したということで、これ人的にはその熊が忍び込んだ会社の従業員の方1名が重傷を負われたということでございます。しかし、この熊騒動につきましてはですね、いつどこにどのようにして現れてくるかということは分からないわけでございます。そういった意味も含めてですね、子どもたちに自治体なり、また団体ではですね、防犯ベルをですね、貸与している地域もあるわけです。我が安芸高田市にしましてもですね、これはよそ事でなくしてですね、いつどのような犯罪、事故というものが起こってもおかしくはないと。まして今例を挙げましたように、人でなくして熊ということもございまして、こういったことが私は防犯ベルが大いに役に立つのではないかと、このように思っております。予算では計上されておりませんが、こういった子どもたちを事故や犯罪から守るためにはですね、防犯ベルの貸与ということ、ひとつ行われてはどうかと思えます。この点についてお伺いしたいと思います。関連でございますけれども、犯罪に対してですね、事故や犯罪に対して本市では児童館と放課後児童保育というのがございます。児童館と放課後児童保育の役割というのは若干違うと思えますけれども、概ねですね、子どもたちを児童館なり放課後児童保育の中でいろんな体験をさせていくという、また共働きの中でですね、子どもたちを放課後児童保育、児童館などで勉強したり、そういったことが行われているわけでございます。これは学校とですね、いわゆる児童館、放課後児童保育というのは、かなり密接したような状況でなければいけない。教育委員会とも絡むわけですが、そこらあたりどのような連携をされてですね、運営をされているのか。この点についてお伺いしたいと思います。

松浦委員長 　ただ今の質問に対して答弁を許します。

　まず、重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 　私の方から、まず児童手当の件でございますが、対象児童数が6月20

日現在で964名います。それと広報関係ですが、「広報あきたかた」なり、現況届けを出された時のそれぞれの係、支所を含めましたところのPR、それとこの法律が国会の方がずれ込みまして、6月の18日でしたか、公布ということになりまして、それまでパンフレット関係もなかなか出せないような状況がありましたが、その後パンフレットをお送りいたしましていろいろ窓口関係も含めて、いろいろなところの中でPRさせていただいております。それと、対象の4月、5月分につきましては今予算が通りまして、市の方でいうことで、随時払いという格好で、追加の分の支払をさせていただくように思っております。

それからもう1点、最後の方の児童館と児童クラブの関係でございますが、同じように就学前教育なりということも含めまして、児童館、児童クラブにおきましては小学校1年生から小学校6年生まで。放課後児童クラブにつきましては1年生から3年生までということではあります。家の留守家庭等、そこらの家庭内のなかなかいろいろな児童の問題も、事件も起こっておりますし、そこらのいろいろな教育も含めまして、この前も教育長といろいろ就学前教育なり、学校教育、福祉教育という区別をせずに、併せて一緒に研修なりしていこうということで、保育所なり児童館での保護者会、放課後児童クラブ等でも保護者会があれば教育長さんが来られて、いろいろな話を今の情勢なり、小学校、学校教育と学校外の教育も区別せずに、いろいろなところの中でやっていこうということで、今後の連携につきましても、またネットワーク会議等も教育委員会と持ちましてやっていくような心づもりを持っておるところでございます。私の方からは2点の以上でございます。

松浦委員長 防犯ベルとか、それから子どもの防犯についてのことにどう対処するかということがあったんですが、これは文教なのか保健なのかちょっとわからない。ちょっとどなたか答弁をして下さい。

福田福祉保健部長 委員長。

松浦委員長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。ただ今の藤井委員さんの犯罪の低年齢化とか、いろいろ事故、犯罪等に対しまして、防犯ベルの貸与とかはどうだろうかというご提案でございますが、ちょっと防犯でいいますと総務の担当になるかと思うんですけど、やはり子どもたちを守るということから、福祉の方にも児童福祉の方にも関連がないことではございませんので、今後そういうかたちでの検討ですね、してみたいと思っております。

それと、いろいろと犯罪、それから虐待という言葉はでなかったんですけど、そういう意味合いのことも多分ご心配なさって委員さんおっしゃったと思うんですけども、やはり地域の子どもたちを地域で支えて守ってやらないと、なかなかこういう犯罪も起きてからでは遅いと思います。そうした中で地域の行事の中には、子どもたちも一緒になって地域にはどういう子どもたちがいるんだというのを、みんなで知っていくことも必要かと思えます。そうしたことも踏まえて先ほど社会福祉課長

が言いましたように、教育委員会とも連携を取りまして、いろいろとそこらへん、取り組みを、連携を持ってやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

藤井委員 委員長。

松浦委員長 藤井昌之君。

藤井委員 防犯ベルの件につきましてはですね、所管が総務にも値するし、そうはいっても福祉保健部にも値すると。午前中の市民部の、いわゆる税の問題でも私言いましたけども、縦割りでなくして、やはりこの3万5,000の市ですけれども、部制を敷かれてやってるわけですね。その横の連携というものをやっぱりね、私は今まで以上に連携を取ってやっていただきたい。特にこの切望するわけですね。そういう意味におきましては、どこの所管であっても少し関わりがあればですね、そこらしっかり提案をしていただいて、今後活かしていただくということに、ひとつお願いしたいと思います。

それから児童館と放課後児童保育、それと学校との関係ということで、これもいわゆる福祉保健部と教育委員会にまたがるわけでございますけれども、これもしっかりとですね、連携を取って行って初めてこういったものが生きてくると。より効果を増していくということでございます。重本課長の方からも、連携を取ってやっていくということでございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

ただ1点、先般6月21日だったと思うんですが、台風6号が接近したということで、各学校が臨時休校になったわけですね。こういった場合は家族の方々もある程度状況判断されてですね、学校が休みになった、じゃあしかし大人としては職業を持っておればですね、休みになるわけじゃあございませんので、親御さんたちは仕事へ出かけるということがあるわけなんですね。じゃあ子どもたちは例えば一人で家に居なければならぬ。これが例えば台風6号においてはですね、若干方向がずれてですね、そう本市においても影響がなかった。しかしこれ例えばこの台風がまともに来てですね、大きな被害を被ったと、そういう中で小さい子どもを家庭に一人残しておくのがいいかどうか、これは家庭ともですね、これきちっとそこらの判断をしないといけない思うんですけれども、逆に言えばこの児童館なんかはですね、そういう学校と連携を取ってですね、家庭と連絡を取って、例えばどうしても一人で留守番をしないといけない。家に誰も居ないという状況であれば、私は児童館へ来ていただいてやるということもあり得るんじゃないかと。例えばこういう台風の状況でなくしても、いわゆる何か事故があつてですね、学校が早期に退校という場合が起きた場合ですね、これは家庭においては状況がまったくわかりませんから、今まで通常どおりに子どもたちは学校に行って、その後児童館に寄って、それから家へ帰って来るんだろうと思うとったのが、その状況がまったく連携が取れずにですね、帰って来たら、子どもは今日はこうだったということで児童館も行けなかったとか、いう状

況があるわけですね。実際保護者の方々から私にもそういう相談がございました。帰ってみたら、実は子どもが一人でおったと。何も事故がなかったからいいものの、こういった緊急時においてもですね、やはり学校とそういう児童館、若しくは放課後児童保育がですね、そういった連携というのを必要じゃないかと思うんですよ。それが保護者の皆さんも安心して安全にですね、子どもたちを保護していただけるということに、私は繋がってくるんじゃないかと思うんですけれども、そういう意味で、しっかり学校と家庭と、そういったものについてもですね、連携を密にしてできるだけそういうサービスというものも含めてですね、私は考えていただきたいと思います。

それから児童保育の件についてもですね、これは本庁だけでなくして、それぞれの地域の方々、対象者の方々も支所へまず行かれると思います。今日は支所長さんらもご出席をいただいておりますけれども、当然支所での対応ということも十分考えをいただいているところだと思いますので、ひとつこういった改正になって中身がまだ分からない。私らもなかなか分からない部分が多いんですけれども、そこら辺りもしっかりと連携を取っていただいておりますね、支所機能の充実に努めていただきたいと、このことを付け加えておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

松浦委員長
藤井委員
松浦委員長
重本社会福祉課長

回答は要りますか。

1点、児童館の件について。

重本社会福祉課長、答弁を求めます。

先ほどの児童館、児童クラブの台風6号の時の対応でございますが、学校関係、教育委員会とも話をいたしまして、まず教育委員会は各旧町の分室というか、旧町で判断して欲しいということがあって、それぞれの教育委員会、分室なりで判断された中で、すべてが結果的には休校ということになりまして、児童館、児童クラブにつきましてもどうしようかということで迷ったわけでございますが、これも結果的に休館ということにいたしましたわけでございますが、先ほど藤井委員さんが言われたように、いろいろなケースで判断しないと家庭に一人で居るのが逆に危ない場合もありますしということで、もう1点保育所につきましても、これはすべて開園しておりますし、そこらどころでいろいろ保育、家庭におられないという場合も児童館、児童クラブというものがありますので、そこらも今後の検討課題ということで、判断をしながら家庭に一人が逆に事故があってもいけないということがありますので、児童館、児童クラブのいろいろな時の判断を今後させていただきたいと思います。

松浦委員長
宮田委員
松浦委員長
宮田委員

他に質疑はありませんか。

委員長。

宮田浩之君。

児童福祉に関連して、先般厚生常任委員会で市内の主なところを巡回視察いたしました。保育所の関係ですが、今年はことのほか暑うございます。水遊びがかなり時間を要しとるんじゃないかという気がします。

したがいまして、これに係るプールについて、あるとこ、ないとこ。要は保健衛生面でございます。そこら辺、現状がですね、保育所は9つですか、へき地を入れて。10カ所ですか。10カ所ですね。ここら辺のそうした水遊び対策が現状はどうなってるか。

さらには、保健衛生面はよろしいのか、水の問題も当然発生します。そこら辺いかようになってるかお聞きし、またその対応、対策がどうであるのか、1点お聞きします。

松浦委員長 これは福祉保健課長ですか。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 保育所の関係の夏場の水遊びいいですか、そこらの件であります、プールがありますのが、向原のこばと園だけということで、独自で持つとるとするのはそこだけでございます。あとのところはB & Gを利用したり学校のプールの空いた時間を利用したりということと、それと園内のビニールプールの何個と、ゴム製のプール、ちょっとしっかりしとる大きいのがあるんですけど、そこらどころでいうことでございまして、それも今からさらに暑くなって参りますと、水もなかなか高熱水費も財政厳しい折で今回の予算も大分厳しくなってるわけでございますが、衛生管理、この前も保育所長会議に私も出まして、そこらどころ水については毎日入れ替えんといけませんので、そこらどころお願いしますということがありましたので、そこらの衛生管理には十分気を付けて、今からプールを新たにどうこういうことはできませんし、いかに子どもたちが汗をかいてというふうなところの、暑くていけないということのないように、水の管理も含めていろいろ対応していきたいというふうな感じを持っておりますので、よろしくお願ひいたします。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

西山委員 委員長。

松浦委員長 西山登司教君。

西山委員 1点お伺いします。今日の朝からの議題を繰り返し見ていたところ、この中にですね、母子保健とか、これが21ページ、24ページ、58ページに母子という言葉が出てくるんですけども、父子という言葉が出て来んです。これはあれですか、父子家庭にはこういう恩恵は受けられないということになるんでしょうか。ということは、全部が項目が母子ということになってますんで、「あんたんとはお父さんじゃないの。こがな申請出されても出ませんよ」ということになりかねないんじゃないかと。部長ひとつよろしくお願ひします。

松浦委員長 ただ今の質問に答弁を許します。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 はい。ただ今のご質問でございますが、事業面にですね、母子保健事業という言葉があつて父子という言葉がないじゃないかというご指摘だと思います。確かに父子保健事業というのはございません。今この母子保健事業というのは、補助事業等で県、国の補助金をいただいてやって

おる事業内容で、母子だからやりますよ、父子だからやりませんよというもんでございませぬ。それともう1点あるのは、ひとり親家庭の医療費補助という事業もあるんですよ。これは父子家庭、母子家庭とは言っておりませぬ。ひとり親家庭ということで、これは逃げておりますが、これは母であろうと父であろうとどの方も対象ということでございませぬ。母子保健事業についても母子のみを云々というんでなしに、母子の方、お母さんの方が傾向が強いかわかりませぬが、そのものはございませぬのでその点、ご理解いただきたいと思ひます。以上です。

松浦委員長 答弁を許します。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 歳入の項目の中で、母子生活支援施設とかいうのがあるわけですが、これは夫の暴力からドメスティックバイオレンスといいますか、暴力関係ということで、昔から母子寮、今は母子寮とは言ひませぬで、母子生活支援施設と言つとるわけですが、そこらでお母さんと子どもが住所がこちらへ入れたまま、誰にも言わずということで市の方がお世話をして施設の方へ預けてるといふうなところと、それともう1つ新しく福祉事務所になりまして、母子自立支援員さんを置くようになりまして、今囑託非常勤の方で1人社会福祉課の方へ来ていただいております。いろいろな女性からのいろいろな離婚もありますし、いろいろなことの中で、子育てのところの相談とか、そこらのいろんなところの相談をしていただくような女性の人にきていただいとるというようなことございませぬ。児童福祉の方につきましての母子ということで、父子が入ってないというのがあれで、一応母子の児童福祉係の方はそういうことになっております。それと児童手当につきましても、児童扶養手当もお母さんだけ、夫がないということで所得制限がありますが、これもお父さんの場合には出ませぬし、なかなかそこらの方は私らの方で判断できませぬが、そういう制度になっております。

西山委員 委員長。

松浦委員長 西山登司教君。

西山委員 再度お伺ひしますけども、ある事案によっては父子も出るというように理解してよろしいですか。

松浦委員長 答弁を許します。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 先ほど私の方から申しましたものの児童福祉の関係につきましては、出るものは少ないわけですが、医療関係でひとり親の関係でいう言葉が出てくるものの医療につきましては、父子の場合も出る。所得制限、これもありますので、ああいうところで、これがどういうのがなかなか事例がちょっと今そのようなものがございませぬが、医療関係につきましては所得制限がありながら出るものもございませぬ。

松浦委員長 他に質疑はありませぬか。

岡田委員 委員長。

児玉市長 具体的な問題は、先ほどの問題等いろいろあると思います。補助金が減ったり、交付税はもちろん減る傾向にあるわけでございます。たびたび申し上げておりますように三位一体の改革というのは、国はやはりやってくるというふうに私は覚悟しておかにはいけんというような気がするわけでございますが、やられ損ということじゃあ収まりがつかいせんので、やはり地方は地方として抗議をしながら少しでも長い方を握っていくという努力を我々がする必要があると、このように思うわけでありまして。今後、去年やってまた今年、3年間で4兆円の補助金を減すと、こういうことではあります、そうするとそれは税金でいくら戻してくれるかということ、こういうことがあるわけでございますが、おそらく国は減しただけの税金で補うということは、おそらくないというように私は思います。しかし、ないけえはいじゃあ黙って過ごすかというわけにはいきませんので、当然我々はもちろん市町村もですが、県も一緒になって国との攻防をやっていかにはいけんというように考えておるところでございます。

岡田委員 委員長。

松浦委員長 岡田正信君。

岡田委員 そういう関係でですね、今年のこの予算書の中でですね、比較から見た場合にやっぱり財源移譲というのは歳入の款の4のページ数10ページですが、配当割交付金というのがですね、それ1つと、それからもう1つは株式等譲渡所得割交付金というのが、これ2つゼロ、ゼロ言うても繰越金なんかはこれ今まであったわけですから、ただ私が思うのに2つは間違いなしに旧予算書ではないからこれ税源移譲しとるわけですが、ここには今日のは今のあれじゃありませんよ。今の介護保険じゃないんですが、この一般会計からの、この持ち出しが介護保険やら特別会計やら福祉やらそういう関係に財源的に影響してくるから私問うとるんですよ。これに他にもなんぼかいろんなとこで交付税に算入しとると。先ほども花尾さんが言われましたように、国庫のこの事務費は削ったが、地方交付税算入しとると、みなこう言うんですよ。政府は、今まで切ったのはみな地方交付税算入しとると。先ほど私言いましたように、その地方交付税の算出を自治体は必ず出すようになってくるんですから、4月1日に。それで、もうプロの方がたくさんいらっしゃるんですから、算出して、8月末に「あなたんとはこうですよ」と来た時に、「えらいこれ、違うよ」と「わしらが算出したんたあ」いうことぐらいやる気がなかったら削りっぱなしになるんじゃないかいうのを市長さんにお尋ねしたんですよ。そのぐらいの気力でやっぱりこの財政を見ていかないと、厳しゅうなる、これだけはわかっとるんです。それは努力せにはいけん。自己決定、自己責任というのを押しつけてくるわけですから。その点をお尋ねします。再度。

松浦委員長 答弁を求めます。児玉更太郎市長。

児玉市長 まさしくそのとおりでございます。しかしただ1市1町だけが言うても

なかなかこの国の特に財務省というのは、動かんと。この三位一体の問題でも同じ国の中でも総務省は我々地方へ理解があるんですが、問題は地方でも総務省も財務省の圏下になっとなることがあるわけでございまして、そういう点でやはり地方6団体が声を揃えてですね、共同歩調で運動すると。最終的には選挙と。今回の選挙のようなものでですね、最終的には脅しをかけるしか、問題は力関係だろうと。町と政府のですね。そういうことで我々もそういう心構えでいきたいというように思います。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

山本(三)委員 委員長。

松浦委員長 山本三郎君。

山本(三)委員 だいぶ時間が経過しておりますんでちょっと簡単に申すんですけど、今各旧町でですね、吉田病院へ補助金を各旧町の時代もやっておりますけども、今私の質問しようとしておりますのは、非常にこの安芸高田市民の声の中でですね、吉田病院の医療ミスとか、あるいは病院でのどういいますか、職員の対応とかいうことで、非常に評判が悪いんですね。そういう関係でですね、やはり安芸高田市民としてはですね、この地域としての医療機関としては吉田病院が一番近いわけでありまして。そうしたこの医療機関がこういうような評判の悪い、そして医療ミスが多いということになりますとですね、これはやはり補助金を今まで出してきたお市にいたしましてもですね、一応ある程度吉田病院に対して厳しい運営に対することをお話ししなくてはならないんだらうと思います。その点について、市長並びにその関係の福祉課の方はどのように考えておられるか、まず1点ほどお伺いいたします。

それと、今生活保護の方の扶助費のことについて質問するんですけど、非常に厳しい世の中ですので、生活の困窮者に関する保護ということで保障ということで生活保護費が法律でうたわれておるわけでございまして、安芸高田市になりまして、生活保護を受けておられるといいますが、給付しておられる全体の総数はどのようになっとなのか、それとまた、この給付を申請をされ、給付に至るまでですね、やはりいろいろ市民の声で事実は有る無しは別といたしまして、能力の活用ということで、労働能力が有る、働こうとする十分体力的に有るというような方が見受けられた場合にですね、どのように申請をして来られた段階でどのような対応をされとるか。例えばその家族全体で一人でも元気な場合には、それは分離した方法の給付をされようとかというようなものがあるのかどうか、そこらをちょっとお聞きしたいと思います。

松浦委員長 ただ今の質問に対して答弁を求めます。

まず、吉田病院の件について、市長児玉更太郎君。

児玉市長 これはずっと高田郡の時代からのこの補助金は継続した事業でございまして。ちょっと私も何年で終わるか。この補助金は18年度で終わるようになっております。というのは、こちらの旧国道側の4階の大改修を吉

田病院がやったときに、財源がないんで3年ぐらいの年次計画でやると、こういうことであったと思います。あがあに長うかかったんじゃいけんというような声がありまして、それなら利子補給してもらえんなら1年でやろうよと、こういうような特に厚生連の方から話もあって、そいじゃあ利子補給しましょうということでやっておるのが、この利子補給でありまして18年度には終わるということでございます。そういうことと、もう1点は毎年吉田病院との協議会というのは、年に2遍ほど今までもってきておりました。これは高田郡の6町の町長を中心にして吉田病院と厚生連を交えた会議であったわけでございます。この会議でもいろいろそういう問題が出ましたし、一昨年、広域連合です、県から10億補助金をもらっている共同の事業をやったときに、約4億だったと思いますが、吉田病院のこれは痴呆性老人を収容するという精神病棟を一部建て替えてやりました。それもほとんどこの県の10億の中の事業の一つとしてやったということでございます。その時に約1億かけて中の医療器具のかなり更新をやりました。そういうことで、厚生連としては大変喜んでおりますし、厚生連の言うのには、よその厚生連の病院というのは4つ県内にございますが、この病院とも非常に高田郡の方は、病院と行政が連携がうまくいって、そういう施設も充実をしてもらうたと、というような話が出ておるといようなことでございますので、我々としても6町の段階の時代から、もしかこれをですね、公立病院として運営したらですね、莫大な資金が要ると、そういうことになればある程度はやはり公立の病院に匹敵する病院なんだから、ある程度は行政が支援しても、なお公立病院を自分で持つことを思えば、いいんじゃないかなろうかと。安上がりになるんじゃないかなろうかと、こういうことで今までも支援をしてきた経過があるわけでございます。その懇談会に出るたびに出席するのが、今議員さんおっしゃったとおりの意見がいつも、毎度のように出ておるんです。医者さんはコロリコロリ慣れた思やあ、コロリコロリ医者さんを替えるという問題。もちいとサービスを良うせいというような問題がいつも出てきておるわけでございますが、いろいろ実態を聞いてみますとですね、今どういんですか、インターン制度、インターンが伸びたんですね。今ちょっと医者さんがここ2、3年不足すると、こういう問題があつてですね、新聞等にもありますように医者さんを引き揚げる病院も、医者さんが足らんというような事態も起こっておるようでございます。それともう一つは、この問題は直接厚生連の会長にもお話しをしたことがあるんですが、医者さんをコロリコロリ替えてもろっちゃう困るとい話をしたんですが、厚生連の会長がおっしゃるのには、「いや、わしらも困るとるんじゃ。この医者さんの人事だけはなんぼわしらが手を入れよう思ってもできんのだ」と。「結局大学の医局の教授がですね、この人事権をもっておるんで、もう大学の教授の采配で医者さんをコロリコロリ替えるんで、我々も大変困るとるんじゃ」と。こういうような話がありました。そのことを最近吉田病院の院長からも聞いて

みますと、最近は大分落ち着いてきたと、こういう話で中核になる先生が3、4人ずっとおってくれば、あと若い人が来ても結構できるんじゃないというような話のようではありますが、その中核になる3、4人の先生がコロッと替えるんで困ると、こういうことでございまして、そのことは絶えず話をしておりますし、それからこの間も吉田病院と厚生連から見えて、今まで6人でこの運営協議会を構成しとったのをどのようにするかということで、今度はトップ、市長というのは一人になりましたんで、それに今度は議会の代表の皆さんとか、いろいろの関係の皆さんに入ってもらって、今までのような5、6人のやっぱり運営協議会にしていこうと、こういうように話をしておりますんで、議長さんも今回メンバーに入っていただくということになっておりますんで、もしか具体的なこの時にこういう問題があった。ここがいけなんだというような具体論が出てくればですね、やっぱり話しやすいと思いますんで、そこらもひとつ情報がありましたら知らせていただきたいというように思います。

松浦委員長 続いての質問でございまして、答弁を許します。

生活保護担当の信川主幹。

信川主幹 委員長。生活保護に関してのご質問でございまして。保護の世帯数、人員等でございまして、統計の関係で5月末現在の数字が新しいものでございまして。まず世帯数につきましては208世帯。被保護人員につきましては360人。ちなみに保護率といいますが、1,000人当たりに対する保護率10.74パーセントというのが現在の状況であります。

続きまして、給付に至るまでのいろいろな要件がございまして、ご指摘のとおり、まず能力の活用とかいうのもありますけども、基本的には当然働ける人であれば働いていただくのが、当然な原則でありまして、むやみに怠けてですね、働かずに保護を受けるということは、これは許されないこととございまして。しかしながらこの世帯の中で、ご家族、子どもさんとかいらっしゃる中で、他の家族の方はですね、一生懸命働いているけども、その一人の成人以上の方が怠けて働いていないというふうな事例に対しては、基本的には保護は適用はできないけども、しかし適用しないとその残された他の真面目にやっつけらっしゃる世帯が、これまたよほど困窮してしまうと、そういう場合にはその能力を活用していない人を保護から外して、残された人だけ生活保護を適用するという世帯分離という取り扱いは個々に定めてあります。だから実態に応じてその実態を調査しながらその上で現実に保護を適用していくということとございまして。だからいろいろその要件の中で、そういった、ただ仕事がないから働けないからということですが、ただ現行のですね、雇用情勢等の中でもですね、十分関知して、まだ40だから働けるよということも言いましても、果たして現実的というのが運転免許がない、当然自動車を持つことは許されませんが、そういった事務経験がない、パソコンも何もできない、いう方について、じゃあすぐハローワーク等へ行ってすぐ仕事があるかということもありますんで、その辺も十分こちらの方

として検討して、まず生活基盤の安定を図った上でそういった求職活動をして、真面目に自立していただくというふうな方向で一応考えております。以上です。

山本(三)委員 委員長。

松浦委員長 山本三郎君。

山本(三)委員 はい。吉田病院の件でございますが、過去市長さんの答弁によりますと過去いろいろこういうことについて、いろいろ協議したり、議論されたようでございますが、次回のまた協議があるようでございますが、いつ頃かはわかりませんが、実態といたしましてですね、私のすぐ近隣でございますけど、若い女性の方がですね、医療ミスで女性としてのどういいますか、女性としてのあれがなくなったという実態もありますし、これも医療ミスであつたらしいですとか、大体にいたしましてですね、吉田病院の実態というものは非常に地域においては、安心してそこへ送るとというのがね、不安がっておられるのが実態であります。救急車等では仕方がないからそこへ急ぐもんですから、そこへ行くんですけど、あとからもうちょっと落ち着いて三次市民病院とか、あるいは安佐北市民病院とか行けば良かったとかいうのが、いろいろお聞きしますんで、そういう協議会がまた設けられましたら、やはり安芸高田市の医療機関の本当の重要性というものを認識していただいて、さらなる市民から喜ばれる病院へなつていただくように、ひとつ協議の場でしっかりお願いをしておきたいと思ひます。

そして、今の生活扶助費でございますが、これは非常に義務的経費の中で、非常にすべていろんな方に扶助費というのものが大きくウェイトを占めておるわけですが、本当に生活に困つてのためにこういう措置の法律がうたつてあるわけですけど、やはり悪質に給付をもらおうというような傾向がですね、あつたならこれは許されないと思ひますので、そこら辺は十分、非常にその窓口になつておられる担当課の人はですね、非常に難しいと思ひますけども、非常にそこらは、市民がどういいますか、疑念を持たれないような、きちつとした対応でお願いをしておきたいと思ひます。

松浦委員長 答弁はよろしいですね。

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、以上で本案3件の予算に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時45分 休憩

午後4時55分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 時間になりましたので、再開いたします。

お諮りいたします。

会議の都合上、時間を延長いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

ご異議がございませんので、時間を延長いたします。

松浦委員長 それでは、これからの流れにつきまして、局長より説明をいたさせます。

増本事務局長 失礼いたします。

これからの流れでございますが、大変お疲れのところ、もう少しお願いしたいと思っております。今、質疑が終了いたしましたので、これから今までの4件、一般会計と3つの特別会計につきまして、一括して討論を行ってまいります。最初に反対討論ありませんか。それから次に賛成討論ありませんか。なしということになりますと、討論を終結いただきまして、4件につきましてそれぞれ採決をいただきます。1議案ずつですね、常任委員会として原案通り採決する、賛成かどうかということの採決をいただきますし、それぞれの議案の中でこういった意見を付して、議案のとおりにということがございましたら、そういうご意見がございましたら、今、おっしゃっていただきたいと思うんですが。

今日皆さんが発言をいただきました件につきましては、後ろの方でメモを取らせていただいております。簡単な要約をいたしまして、議員さんがこういった件について質問したが、執行部の方では答弁があったというような要約したものを作成をいたしまして、ここは副委員長さんが予算審査特別委員会の中へ報告をされますので、皆さんのお手元には本会議において、そういったものをまとめた物を、各常任委員会で全部ある物をまとめて、最後の16日ですか、その時には皆さんにお示しいたしますので、特にご意見を付けられなくても、そこらは皆さんにもご理解いただけるんじゃないかと思っておりますが、そういったことでの採決をいただきたいと思っております。

4件の採決をいただいて、予算審査小委員会としての厚生常任委員会を閉会いただきます。

それから今日お手元にお配りいたしております議会に対して、乳児医療に対する助成制度の拡充に関する要望が出ております。先の議会運営委員会の方で、これは厚生常任委員会の方で取り扱いを任せるということをいただきました。これを意見書として要望書として取り扱うかどうかということについて、少しご協議いただいて、取り扱うということになりましたら、7名以上の賛成者をもって提出者を決めていただくことが必要になりますが、これはまた後で話しがあらうかと思っておりますが、この間も議決をいただいとる案件なんで、これをどうしようかということについては、皆さんのご協議をいただいてそのことが方向性ができましたら終了ということになりますので、ちょっと長くなりましたがその

ような説明でよろしゅうございますでしょうか。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

松浦委員長 それでは、これより議案第37号から議案第40号までの4件について、一括して討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

岡田委員 委員長。

松浦委員長 岡田正信君。

岡田委員 今、話をされました議案すべてを反対とはいいいませんが、一括して討論ということですから、仕方ありませんけども、委員会で審査した中でですね、特にこの一般会計の常任委員会、我々の管轄しとるこの一般会計のこの団体助成金の問題がですね、前年度すべて各6町、元の6町が持ち寄ったのが総予算に組み込んであるという説明からですね、考えますと、この元美土里町の部落解放同盟の団体助成金というのは、13年度を組み入れたと。これはまったく私は腑に落ちません。

それからその中でですね、私これ、今日委員会で出すもんかどうかわかりませんでしたから、そこの部分についてはですね、金額も修正する案を私作っておりますけども、後で委員長に渡します。それはそれとして、そういう問題が含まれてる以上ですね、あとの大部分はやっぱり市民に直結したこれ持ち込み予算と言えどもですね、すべてがそれは直結した予算ですよ。ところが今のように4議案をすべて一括して反対がありゃあ討論せえ言われると、その部分だけで私は認めるわけにはいかんという立場に立ちます。以上でございます。

松浦委員長 他にありませんか。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

松浦委員長 ここで、審査委託を受けました4件の議案について、意見を付すべき事項があれば、ご意見をお伺いします。

まず、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算について、ありませんか。

〔意見なし〕

意見なしと認めます。

松浦委員長 次に、議案第38号平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算について、意見はございませんか。

〔意見なし〕

意見なしと認めます。

松浦委員長 次に、議案第39号平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算について、ございませんか。

〔意見なし〕

- 意見なしと認めます。
- 松浦委員長 次に、議案第40号平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算について、ございませんか。
- 〔意見なし〕
- 意見なしと認めます。
- 松浦委員長 これより、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算の件を、挙手により採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 〔挙手多数〕
- 挙手多数であります。
- よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 松浦委員長 これより、議案第38号平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の件を挙手により採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 〔挙手多数〕
- 挙手多数であります。
- よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 松浦委員長 これより、議案第39号平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算の件を挙手により採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 〔挙手多数〕
- 挙手多数であります。
- よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 松浦委員長 これより、議案第40号平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算の件を挙手により採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 〔挙手多数〕
- 挙手多数であります。
- よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 松浦委員長 以上で、予算審査小委員会として厚生常任委員会に審査委託された議案の審査は全部終了いたしました。
- なお、委員長報告書の作成については、私にご一任願います。
- 松浦委員長 続いて、乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要望書について、お諮りします。
- この件につきましては、厚生常任委員会で審査することとなりました。事務局長から説明をいたさせます。
- 増本事務局長 委員長。
- 松浦委員長 局長。
- 増本事務局長 先ほどご説明いたしましたがお手元の方に乳幼児医療費の無料化を実現する連絡会の事務局の方から、安芸高田市の議会事務局の方に6月に参ったものでございますが、これを先ほど申し上げました議会運営委

員会の方では、厚生常任委員会の方で揉んでいただいて、それをどうするかということについては決めて下さいということがございましたので、皆様にお諮りをして、本会議の中へ上げて、意見書として関係機関に要望されるものか、この間議決もちょっとされたようなことがございますので、常任委員会預かりとして、これを納められるのか、そこらについてご協議いただきたいと思います。以上でございます。

松浦委員長 　ただ今、事務局長の方から説明をしたわけですが、これは本会議で議決もして採択というようなことでしょうか。

増本事務局長 　この間是一部改正があったと。条例の一部改正が。

松浦委員長 　市の条例改正ですか。

増本事務局長 　若干の改正がありました。

松浦委員長 　そのことについて、この要望書が出てきとるわけですか。

増本事務局長 　これは全額の、どういうんですか、一部負担をなしにして就学前まで一部負担なしに拡充をして下さいということですから、全額助成の方向で、安芸高田市の助成制度の拡充を図って下さいということでございます。

一番下の方にございますように、関係機関にも要望して下さいということですし、それから本部の中の後段のところでは、安芸高田市の助成制度はそこで3歳児までを対象としているが、下記の項目について改善を図っていただきますよう要望を議会に出ているわけですから、これをどうしたらいいかということです。

松浦委員長 　休憩を取らせていただきます。

~~~~~○~~~~~

午後5時03分 休憩

午後5時12分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 　再開をさせていただきます。

それでは今、この件につきましては、他の市の方にもいろいろそういった意見書が出てるので、当分議運から附託されたこの件につきましては、時間をかけて検討しよう。それでこの度の本会議には意見書として、要望書としてそういったものは出さないということで、ご了解願ったというふうにご決議といたしますか、ひとつ了解をしていただきたいと思ひます。よろしゅうございますね。

〔異議なし〕

松浦委員長 　それでは、以上で厚生常任委員会の議事は全部終了いたしました。

以上をもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

大変、本日はご苦労様でした。長時間にわたってありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

午後5時13分 閉会